

足立区

高齢者保健福祉計画

第8期

介護保険事業計画

概要版

令和3年度～令和5年度



# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画策定の背景及び趣旨.....	1
3 法令等の根拠.....	1
4 計画の位置付け.....	2
5 計画の策定経過等.....	3
6 計画の期間.....	5
<b>第2章 前期（第7期）計画の成果</b> .....	6
1 事業の進捗状況.....	6
2 成果と今後の展望.....	8
<b>第3章 地域包括ケアシステムビジョンについて</b> .....	9
<b>第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業</b> .....	11
1 健康の維持.....	11
2 孤立の防止.....	12
3 地域での活躍.....	13
4 老いへの備え.....	14
5 異変への気づき.....	15
6 専門機関とのつながり.....	16
7 将来の住まいへの備え.....	17
8 在宅生活を支える支援.....	18
9 安心の向上や楽しみの持続.....	19
10 医療と介護の連携促進.....	20
11 人材の確保・育成.....	21
12 安定的な介護サービスの提供.....	22
13 安心できる住まいの確保.....	23
14 地域とのつながりの維持.....	24
15 本人の意思に基づく専門的支援.....	25
16 看取りを視野に入れた対応の推進.....	26
17 支援の質を高める連携の強化.....	27
18 施設ニーズにも対応した住環境の確保.....	28
<b>第5章 第8期介護保険事業計画</b> .....	29
1 介護保険事業の現状と推計.....	29
2 介護給付費の適正化.....	43
3 介護保険制度の主な改正点.....	44
4 介護保険料の算出.....	45

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の目的

『足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（2021年度（令和3年度）～2023年度（令和5年度））』は、本区の高齢者が、安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としています。また、平成31年3月に策定した、『足立区地域包括ケアシステムビジョン』の行動計画としての位置づけをもつものです。

### 2 計画策定の背景及び趣旨

団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦、高齢者のみの世帯及び認知症高齢者の増加が予想される中、足立区でも平成29年には、後期高齢者が前期高齢者を上回り、今後も増加が見込まれます。

平成12年度にスタートした介護保険制度は、支援を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着、発展してきました。平成18年4月からは、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系を構築し、推進してきました。そして平成27年度から29年度には、「地域包括ケアシステムの構築」を推進するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「認知症施策推進事業」等の取り組みがスタートしました。平成30年度からは、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」が大きな柱として掲げられ、取り組みを進めてきました。

平成31年3月には『足立区地域包括ケアシステムビジョン』を策定し、「地域全体で、見守り、寄り添いながら、ゆるやかなつながりを保ち、今後の生活を送るにあたって必要な情報が容易に得られ、要介護状態になっても自分が望むサービスや住まいを自己決定できる」まちをめざして取り組みを進めているところです。また、令和2年6月の社会福祉法の改正により、「地域共生社会の実現」等が柱として盛り込まれ、2040年度（令和22年度）を見据えた基盤整備・人材確保にも取り組むことが求められています。

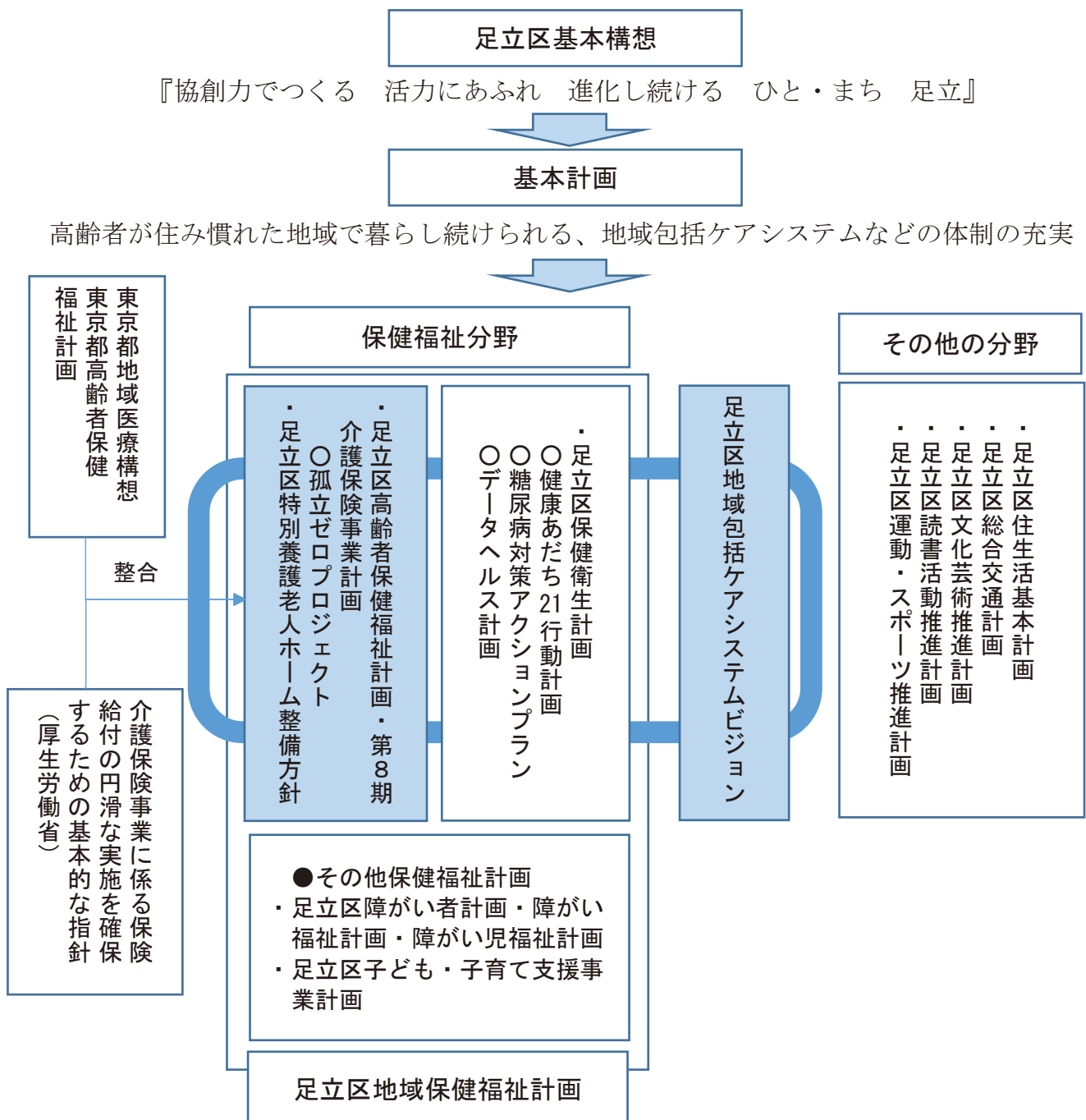
### 3 法令等の根拠

本計画は老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項に基づき策定するものです。

#### 4 計画の位置付け

本計画は、「足立区基本計画」を上位計画とし、「足立区地域保健福祉計画」における高齢者分野の計画に位置付けられ、「足立区地域包括ケアシステムビジョン」に定める将来像の実現に向けて、18本の柱ごとに成果指標、取り組む事業や各年度の目標値を定めています。

また、厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「東京都高齢者保健福祉計画」「東京都地域医療構想」との整合性を図り、「足立区保健衛生計画」「足立区障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「足立区子ども・子育て支援事業計画」などの保健福祉計画や、「足立区総合交通計画」「足立区住生活基本計画」「足立区運動・スポーツ推進計画」などの関連計画と調和がとれたものとします。



## 5 計画の策定経過等

### (1) 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉・保健・医療分野の専門家、学識経験者並びに区民代表で構成する区長の附属機関「地域保健福祉推進協議会」及び「同協議会介護保険・障がい福祉専門部会」において必要な事項の協議・検討を行いました。

令和元年	
12月16日(月)	<b>高齢者実態調査実施</b>
令和2年	
5月11日(月)	<b>第1回介護保険・障がい福祉専門部会</b> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、資料送付のみ
7月6日(月)	<b>第2回介護保険・障がい福祉専門部会</b> ・足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画のための高齢者等実態調査分析の報告について ・令和元年度足立区介護保険事業実施状況(速報値)について
7月29日(水)	<b>第1回足立区地域保健福祉推進協議会</b> ・足立区地域保健福祉推進協議会へ第8期介護保険料諮問 ・第1、2回専門部会と同内容を報告
9月9日(水)	<b>第3回介護保険・障がい福祉専門部会</b> ・足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に伴う中間報告(案)について ・令和元年度介護保険事業の実績について
10月17日(土)～10月28日(水)	<b>中間報告公聴会実施</b>
10月16日(金)～11月16日(月)	<b>中間報告パブリックコメント実施</b>
11月20日(金)	<b>第4回介護保険・障がい福祉専門部会</b> ・足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画公聴会及びパブリックコメントについて
12月24日(木)	<b>第2回足立区地域保健福祉推進協議会</b> ・第3、4回専門部会と同内容を報告
令和3年	
2月3日(水)	<b>第5回介護保険・障がい福祉専門部会</b> ・第8期介護保険料答申案について審議 ・本計画策定案について審議
2月12日(金)	<b>第3回足立区地域保健福祉推進協議会</b> ・足立区地域保健福祉推進協議会から区長へ第8期介護保険料答申 ・本計画策定案について審議
3月25日(木)	<b>第4回足立区地域保健福祉推進協議会</b>

(2) 計画策定への区民参加・区民への周知

より多くの区民の意見や意向を計画に反映するため、以下の方法を取り入れました。

ア 高齢者等実態調査

幅広く区民の意見や意向を反映し、高齢者等の実態を把握するため、令和元年12月から令和2年2月にかけて、以下、全9種の調査を並行して実施しています。区民対象の調査では、住民の状態や介護の希望を把握し、本計画の策定の参考にします。

調査票		発送数	回収数	有効票	無効票	回収率
区民対象調査	①介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査	7,500	4,103	3,967	136	54.7%
	②高齢者単身世帯実態調査	2,500	1,353	796	557	54.1%
	③要介護認定者に関する実態調査	5,000	2,637	2,637	0	52.7%
	④在宅介護の実態に関する調査	942	688	687	1	73.0%
事業所対象調査	⑤在宅サービス事業所調査	738	449	449	0	60.8%
	⑥居宅介護支援事業所調査	219	156	156	0	71.2%
	⑦介護保険施設調査	44	36	36	0	81.8%
	⑧有料老人ホーム施設調査	45	19	19	0	42.2%
	⑨サービス付き高齢者向け住宅調査	36	22	22	0	61.1%

イ 公聴会

令和2年10月に、区民に中間報告を説明するため、公聴会を実施しました。

(ア) 日程・参加者等

No.	開催日	時間	会場	参加者
1	10月17日(土)	午後2時～3時30分	生涯学習センター(千住)	17人
2	10月20日(火)	午後2時～3時30分	梅田地域学習センター	7人
3	10月22日(木)	午後7時～8時30分	勤労福祉会館(綾瀬)	10人
4	10月25日(日)	午後2時～3時30分	江北地域学習センター	29人
5	10月27日(火)	午後7時～8時30分	保塚地域学習センター	14人
6	10月28日(水)	午後2時～3時30分	竹の塚地域学習センター	45人
合計			6回実施	122人

(イ) 主な意見・要望等

- ・介護保険料を値上げしないでほしい。
- ・国の負担をもっと増やすよう要望してほしい。
- ・新型コロナで苦慮している介護事業者を支援してほしい。
- ・特養の入所が必要な高齢者を今すぐどうにかしてほしい。
- ・地域包括支援センターが多忙だ、本来の活動ができるようにしてほしい。
- ・元気なうちに素人にも出来る介護の知識を普及してほしい。

(ウ) 町会・自治会連合会への説明会

25 の地区町会・自治会連合会に対して、要望があった2か所で説明会を実施(参加人数25名)。資料のみの請求があった10か所に資料186部を配布した。

ウ パブリックコメントの実施

(ア) 実施期間

令和2年10月16日(金)から11月16日(月)まで

(イ) 実施結果

710件(個人438名、法人2団体から)

(ウ) 主な意見・要望

No	内訳	件数
1	介護保険料について	420件
2	介護サービスの利用者負担について	13件
3	施設整備について	15件
4	介護人材の確保について	22件
5	介護報酬改定について	7件
6	その他	233件
合計		710件

- ・介護保険料が高い。値上げしないでほしい。
- ・介護サービス利用料の負担が重い。
- ・特別養護老人ホームをもっと増やしてほしい。
- ・介護職員の待遇を改善してほしい。
- ・国の財源負担を増やすよう強く要望してほしい。

## 6 計画の期間

この計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく3年計画として第8期介護保険事業計画を包含した計画であり、計画期間は、2021年度(令和3年度)から2023年度(令和5年度)までの3か年とします。

なお、本計画は、厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示すとおり、第7期計画までの取り組みを踏まえ、また第9期計画以降、2040年度(令和22年度)のめざすべき姿を念頭におき、計画を策定し、推進していくものとします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第7期計画											
	見直し		第8期計画								
				見直し		第9期計画(予定)					
							見直し		第10期計画(予定)		



## 第2章 前期（第7期）計画の成果

### 1 事業の進捗状況

前期（第7期）計画では、「高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます」「介護保険サービスを適切に提供します」「高齢者の在宅生活を支援します」「高齢者の権利を守るしくみを充実します」「地域で支えあうしくみを充実します」「福祉サービスの質を高めていきます」の6本の柱で、取り組みを進めてきました。

重点的に取り組んだ事業として、地域包括ケアシステム梅田地区モデル事業の実施、生活支援サポーター養成の開始、認知症サポーター養成講座や元気応援ポイント事業などがあり、事業の参加者も着実に増えています。

しかし、令和元年度後半では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、介護予防につながる各種の教室事業や検診事業において十分な事業展開ができませんでした。

#### （1）高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます

##### ア 健康寿命の延伸

「健康づくり推進員」の育成・支援では、各保健センターでの会議や学習会で、糖尿病対策を推進するための情報提供や体制作りを実施しています。区全体では年2回の研修会を通して、区民の健康実態や野菜の摂取量の現状を説明し、「野菜から食べよう」の声かけの重要性を伝え、「あだちベジタベライフ」の啓発に取り組みました。また、野菜たっぷりメニュー等を提供するあだちベジタベライフ協力店を、新規開拓委託等により87店舗増加し815店舗となるなど、目標（720店舗）以上に協力店が増加しており、取り組みの定着が図られています。

##### イ 介護予防による地域づくり

65歳以上の区民へ元気応援ポイント事業のボランティア活動を紹介する「元気応援通信」の配布を行い、高齢者ボランティア（元気応援ポイント）の推進に努めた結果、参加者は2,732人となり、こちらも目標（2,500人）以上の参加者を集めています。

#### （2）介護保険サービスを適切に提供します

##### ア 地域密着型サービスの提供

地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）事業者との意見交換・連絡調整を定期的に行い、情報交換等を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分に実施することができませんでした。

##### イ 特別養護老人ホームの整備

特別養護老人ホーム入所検討委員会を定期的に行っており、優先度の高い方から入所できるように待機者名簿の調整を行っています。しかし、令和2年6月時点では、2,554人の待機者がおり、なおかつ今後も高齢者人口の増加が見込まれることから、令和2年度～11年度の特別養護老人ホーム整備方針を定め、中長期的な整備を進めていくこととしました。

### （3）高齢者の在宅生活を支援します

#### ア 在宅医療・介護の連携

在宅医療・介護連携に関する相談支援では、利用促進のため、新たにちらしを作成し、区内医療・介護関係者が集まるイベント等で周知した結果、令和元年度においては295件の相談があり、目標件数（100件）を大幅に上回る件数の相談がありました。

#### イ 認知症高齢者の支援

認知症を正しく理解し、適切に対応する環境作りでは、認知症講演会の実施や新たな認知症啓発用リーフレット等（「知って・備えて認知症」）の配布を行っています。また、地域包括支援センターが「認知症サポーター養成講座」を開催し、受講者数は目標（4,500人）に達していませんが、平成30年度2,380人、令和元年度3,041人と年々増加してきています。

#### ウ 高齢者の在宅支援を進めるモデル事業

高齢者の在宅支援を進めるモデル事業を梅田地区で実施し、居場所の開設、認知症高齢者への声かけ訓練、ICTを活用した医療介護連携の試行などを実施しました。

### （4）高齢者の権利を守るしくみを充実します

#### ア 成年後見制度の利用促進

認知症等の原因により判断能力が不十分な高齢者等の権利及び財産等を守る仕組みである成年後見制度の活用の促進について、申立て及び後見報酬費用助成の環境整備および周知を進めたことにより、制度利用者は、平成30年末1,014人、令和元年末1,109人、助成利用者は、平成30年度22件、令和元年度38件と徐々に増加しています。一方、区長申立件数は目標（100件）を下回り、67件という状況ですが、引き続き、区長申立審査会を毎月実施し、権利擁護支援が必要な区民を区長申立につなげていきます。

また、成年後見制度利用促進法の施行に基づき、「権利擁護センターあだち」では、成年後見制度の利用が必要な区民に対し、制度が適正に利用できるよう制度の普及・啓発に努めました。

### （5）地域で支えあうしくみを充実します

#### ア 地域の包括支援体制を整える

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化のため、業務の見直し、整理などを行ってきました。また、センターに対する公平な評価の実施に向けて、検証と試行を区内全25センターで実施しました。

#### イ 地域の見守り体制を整える

地域包括支援センターが中心となり、高齢者やその家族の不安や悩みを早期に発見し、地域ぐるみで支えていく「絆のあんしんネットワーク」に取り組み、町会・自治会との連携による見守りネットワークの強化を図ったことにより、「絆のあんしん協力機関」に登録した町会・自治会は93団体となり、目標（80団体）を上回りました。

## （6）福祉サービスの質を高めていきます

### ア 福祉分野の人材の確保と育成

福祉分野の人材確保と区民の就業の機会を図るため、身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業者と結び付けるハローワークと共催した「介護のしごと相談・面接会」を実施し、目標人数（150人）を達成する参加となりました。また、認知症サポーター養成講座に積極的に取り組み、講座の受講者数は、これまでの累計で30,000人を超えました。

さらに、新しい介護サービスの担い手として、清掃や洗濯などの支援を行う生活支援サポーターの養成も開始しました。

## 2 成果と今後の展望

令和元年12月に実施した高齢者等実態調査では、幸福度を7点以上とした高齢者の割合は61.0%となり、平成28年11月に実施した調査時（以下、「前回調査時」という。）の56.8%から4.2ポイント上昇しました。

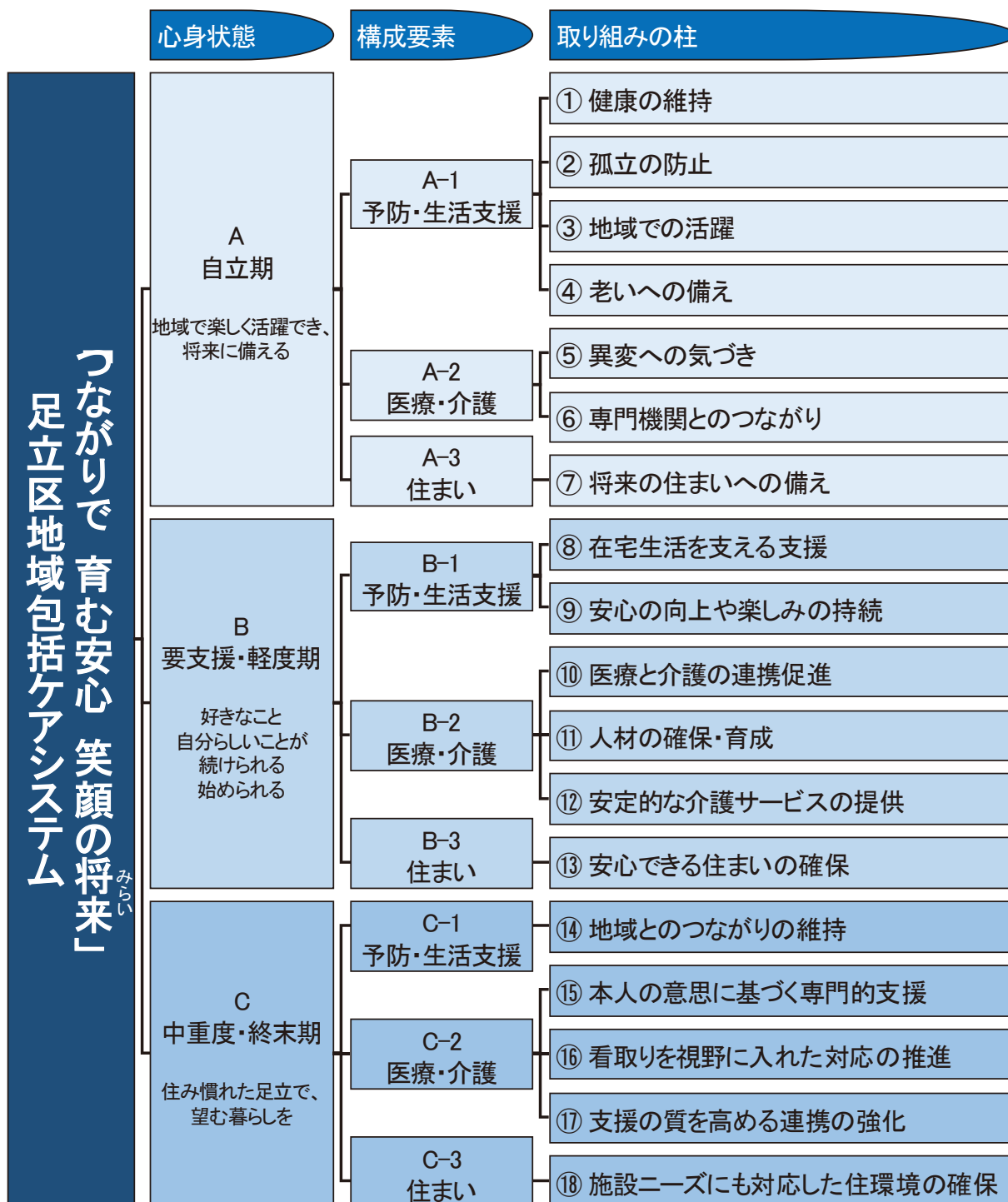
また、今後の生活について不安を感じている高齢者の割合は56.1%と、前回調査時の54.5%と比べ1.6ポイント増えるなど、将来の健康、住まい、医療などの不安をどう払拭するかが課題と言えます。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染のリスクには十分留意しつつ、少人数での事業実施、スマートフォン等ICT機器を活用した事業展開等、3密の回避をはじめとする「新しい生活様式」に応じた工夫をしつつ、介護サービス事業者への衛生物品の配布など、感染症拡大予防につながる支援を引き続き実施していきます。

### 第3章 地域包括ケアシステムビジョンについて

#### 【第8期体系図】

平成30年度に地域包括ケアシステムビジョンが、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の上位計画として策定されたため、「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」からは、その体系に基づき事業を展開します。



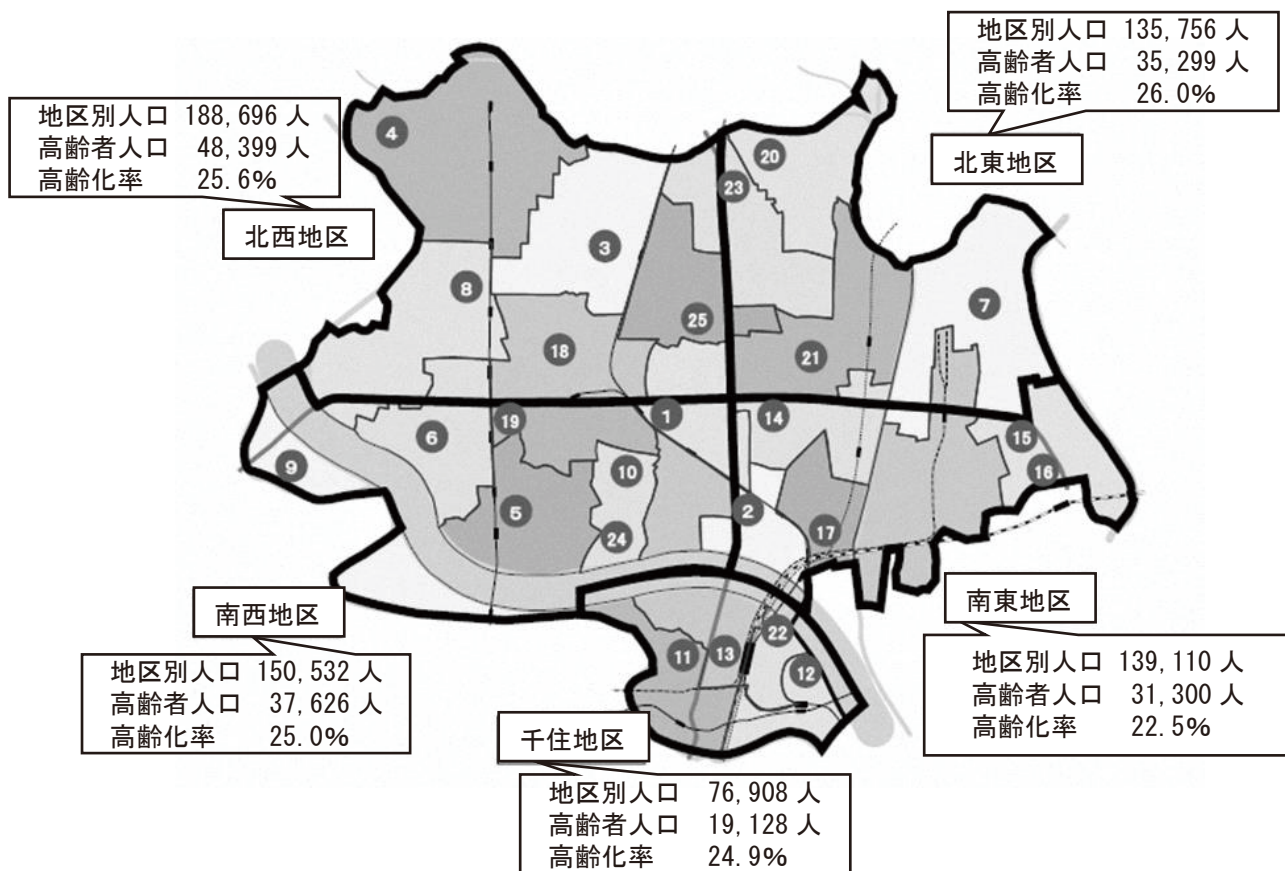
自立期: 介護の必要がない状態

要支援・軽度期: 介護認定がおおよそ「要支援1」～「要介護2」程度の身体状態・認知機能・障がいの状態

中重度・終末期: 介護認定がおおよそ「要介護3」～「要介護5」程度の身体状態・認知機能・障がいの状態

【サービスの提供圏域と地域包括支援センター】

地域包括ケアシステムビジョンでは、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日常生活圏域を5地区に分け、25の地域包括支援センターを中核とし、高齢者に関わる各種事業に取り組みます。



足立区地域包括支援センター一覧

No.	名称	住所	No.	名称	住所
①	基幹	梅島 2-1-20	⑭	中央本町	中央本町 4-14-20
②	あだち	足立 4-13-22	⑮	東和	東和 4-7-23
③	伊興	伊興 3-7-4	⑯	中川	中川 4-2-14
④	入谷	入谷 9-15-18	⑰	西綾瀬	西綾瀬 3-2-1
⑤	扇	扇 1-52-23	⑱	西新井	西新井 2-5-5
⑥	江北	江北 3-14-1	⑲	西新井本町	西新井本町 2-23-1
⑦	さの	佐野 2-30-12	⑳	はなはた	花畑 4-39-11
⑧	鹿浜	皿沼 2-8-8	㉑	一ツ家	一ツ家 4-5-11
⑨	新田	新田 3-4-10	㉒	日の出	日ノ出町 27-4-112
⑩	関原	関原 2-10-10	㉓	保木間	保木間 5-23-20
⑪	千住西	千住中居町 10-10	㉔	本木関原	本木 1-4-10
⑫	千寿の郷	柳原 1-25-15	㉕	六月	六月 1-6-1
⑬	千住本町	千住 3-7-101	(㉒～㉕は50音順)		

## 第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業

地域包括ケアシステムビジョンでは目標とする将来像の実現のために、9ページの第8期体系図のとおり、3つの心身状態及び3つの構成要素で分けられた9つの区分と取り組むべき18本の「柱」を設定しています。

### 1 健康の維持



#### (1) 目指すべき姿

自立した生活を少しでも長く続けるためには、健康を維持することが何よりも大切です。そのため、高齢者自身は、各種講座や運動・体操プログラムなどに参加して、介護予防に努めます。また、区や専門機関は、高齢者が適度な運動とバランスのとれた食生活で、規則正しい生活が送れるよう啓発をしていきます。

#### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱1-I	健康寿命（男性）	77.49歳	78.90歳
	健康寿命（女性）	82.31歳	83.30歳

#### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
①-2	パークで筋トレ	公園や遊歩道を活用し、ストレッチや筋力トレーニング、ウォーキング等、気軽に参加でき、参加者が自主的に継続していけることを目標に事業を開催します。
①-3	ウォーキング教室	公園施設や遊歩道等を活用し、安全で気軽にウォーキングを楽しみながら、自主的に実践していくことを目的に開催します。
①-8	特定健康診査・特定保健指導	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。また、特定健康診査の結果を階層化してレベルに合わせた特定保健指導を行います。
①-9	後期高齢者医療健康診査	後期高齢者の生活習慣病の早期発見及び健康の保持増進を目的とした後期高齢者医療健康診査を実施します。
①-12	配食サービス促進事業	高齢者の食生活の向上及び孤独感の解消のため、定期的に配食サービスを提供している配食サービス協力店を支援します。
①-14	はつらつ教室（通所型）	屋内で気軽に介護予防に取り組めるよう、運動機能向上や閉じこもり予防を目的とした教室を開催します。
①-15	自主グループの育成	社会参加促進のための高齢者の自主的な健康づくりグループを育成します。
①-16	高齢者体力測定会	65歳以上の高齢者を対象に、自分の身体状態を知ってもらうことを目的とし、体力測定会を行います。
①-17	はじめてのフレイル予防教室	要介護状態になる可能性の高い方に対し、運動機能向上や口腔機能の向上、栄養改善を組み合わせた教室を開催します。
①-20	あだちベジタベライフの定着	区民や業者等と区の協働により、糖尿病対策の一環として「あだちベジタベライフ」を地域に定着させ、質、内容の充実を図ります。

予防・生活支援 医療・介護 住まい



## 2 孤立の防止

### (1) 目指すべき姿

退職や家族構成の変化を迎える高齢期は、職場や家庭、地域における人間関係が希薄になりがちです。住み慣れた自宅・地域で長く暮らしていくために、ゆるやかに社会とつながりを持てる地域ネットワークを作っていきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱2-I	心配事や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から)	91.8%	93.8%
柱2-II	閉じこもり傾向のある高齢者の割合 (外出が週1回以下)	11.5%	10.0%
柱2-III	現在の幸福度を7点以上(10点満点)とした高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から)	61.0%	62.7%
柱2-IV	高齢者孤立防止・見守り活動への協力意向を持つ 高齢者の割合	54.8%	57.8%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
②-1	町会・自治会との連携	孤立ゼロプロジェクト実態調査を通して、町会・自治会の自主的な見守り・声かけ、居場所づくり活動を啓発し、見守りネットワークを強化していきます。
②-2	住区 de 団らん事業	新型コロナウイルス対策を講じながら、住区センターの悠々館(老人館)で高齢者を対象に団らんの時間と夕食の場を提供し、地域での孤立を防いでいきます。(現在飲食禁止につき実施していない)
②-4	絆のあんしんネットワーク	地域包括支援センターが中心となり、高齢者やその家族の不安や悩みを早期に発見し、地域ぐるみで支えていくネットワークを充実していきます。
②-5	シルバー人材センターの支援	シルバー人材センターを支援し、高齢者の就労相談と就労機会の拡充を図っていきます。
②-6	民生・児童委員との連携	地域での保健・福祉活動の活発化をはかるため、民生・児童委員等との連携を強化しています。
②-8	老人クラブ指導助成事業	老人クラブが地域の社会活動の担い手となるよう支援します。
②-9	友愛実践活動への支援	老人クラブの会員が、地域のひとり暮らしやねたきり高齢者を訪問し、孤独感解消のための話し相手や日常生活援助などを行います。

### 3 地域での活躍



#### (1) 目指すべき姿

人生100年時代を迎える今後、高齢者が地域でいきいきと活動・活躍でき、楽しさや生きがいを感じられるまちにしていきます。

#### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱3-I	地域活動へ「年数回以上」参加している高齢者の割合	63.3%	65.3%
柱3-II	高齢者孤立防止・見守り活動への参加意向を持つ高齢者の割合【再掲】	54.8%	57.8%
柱3-III	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から）【再掲】	61.0%	62.7%

#### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
③-1	【再掲】住区 de 団らん事業	P. 12 ②-2 を参照
③-6	【再掲】シルバー人材センターの支援	P. 12 ②-5 を参照
③-7	【再掲】老人クラブ指導助成事業	P. 12 ②-8 を参照
③-8	【再掲】友愛実践活動への支援	P. 12 ②-9 を参照
③-9	【再掲】はつらつ教室（通所型）	P. 11 ①-14 を参照
③-10	【再掲】自主グループの育成	P. 11 ①-15 を参照
③-11	高齢者ボランティア（元気応援ポイント）	ボランティア登録をした高齢者が元気応援ポイント事業受入施設等で指定されたボランティア活動を行い、活動実績に応じて事業活動交付金を交付します。



## 4 老いへの備え

予防・生活支援 医療・介護 住まい



### (1) 目指すべき姿

高齢者本人が、自立期のうちから権利擁護や介護保険制度等を学び、「老い」に向けた準備ができるよう、区は場や機会の提供などの支援に取り組んでいきます。また、長く続けられる楽しみを見出すことも、豊かな老いを迎えるための備えになります。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱4-I	老いへの備えを「考えている」高齢者の割合	38.9%	41.9%
柱4-II	趣味が「ある」高齢者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から）	69.1%	70.0%
柱4-III	生きがいが「ある」高齢者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から）	55.0%	58.0%
柱4-IV	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から）【再掲】	61.0%	62.7%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
④-3	老い支度啓発事業	年齢に応じて必要な備えを主体的に行ってもらえるように、老い支度の啓発・PRを行います。エンディングノートの活用を含めた関連講座を、権利擁護センターあだちや地域包括支援センターで開催します。
④-4	地域包括支援センター高齢者総合相談	家族介護の悩みや福祉、医療、施設入所・介護予防、福祉機器の購入・利用など、高齢者に関する相談を受け付けます。
④-6	権利擁護センターあだちの運営	地域包括支援センターの権利擁護業務、総合相談業務への支援など専門的な役割を担うとともに高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう法人後見を実施するなど権利擁護事業の推進に努めます。



## 5 異変への気づき

### (1) 目指すべき姿

高齢者は自身の変化に気づけるよう定期的に健康診査を受診し、区や専門機関は受診啓発に努めることが大切です。周囲の人が高齢者の異変に気付いた場合は、声を掛けたり関係機関へつなぐなどして、病気の早期発見・早期治療につながるまちづくりを進めます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱5-I	認知症サポーター数（新規養成者数）	2,250人	3,500人
柱5-II	特定健診受診率	53.0%	63.0%
柱5-III	後期高齢者医療健診受診率	55.0%	65.0%
柱5-IV	心配事や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査から） 【再掲】	91.8%	93.8%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑤-1	【再掲】特定健康診査・特定保健指導	P.11 ①-8を参照
⑤-2	【再掲】後期高齢者医療健康診査	P.11 ①-9を参照
⑤-3	【再掲】町会・自治会との連携	P.12 ②-1を参照
⑤-4	【再掲】絆のあんしんネットワーク	P.12 ②-4を参照
⑤-5	【再掲】民生・児童委員との連携	P.12 ②-6を参照
⑤-6	認知症サポーター養成講座の実施	認知症の人が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症を理解してもらう講座を開催し認知症サポーターの養成を図ります。
⑤-7	認知症訪問支援事業	65歳以上の介護認定未認定高齢者を対象に「介護予防チェックリスト」を実施し、早期に認知機能や生活機能の低下に気づき、適切な医療・介護に結び付くように地域包括支援センター職員が訪問、早期対応の充実を図ります。
⑤-8	認知症初期集中支援推進事業	認知症の疑いがあり受診が難しい方や、介護サービスの導入が難しい方、適切に医療や介護サービスの利用ができていない方等へ、医療と介護の専門職が訪問を行い、アセスメントや家族の支援などを行います。
⑤-23	教職員研修と福祉との連携	福祉教育全般にわたり、教職員の指導力や学校の教育力の向上に向け、取り組んでいきます。

予防・生活支援 医療・介護 住まい



## 6 専門機関とのつながり

### (1) 目指すべき姿

かかりつけ医・歯科医・薬局など、健康状態を把握してくれる専門家や、日常生活を支援する介護事業者、地域包括支援センターが、早期に高齢者につながる体制をすることで、高齢者の自立度と安心感を高めていきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱6-I	日常の健康について相談するかかりつけの医師がいる割合	75.0%	77.0%
柱6-II	地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	55.3%	58.3%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑥-1	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談	P.14 ④-4を参照
⑥-2	かかりつけ医・歯科医・薬局等の専門機関の啓発活動等の支援	在宅療養のためには、かかりつけの医療機関・歯科・薬局等とのつながりが大切であることを区民に啓発します。
⑥-4	高齢者福祉相談	高齢者の生活困難等の相談に応じます。
⑥-6	【再掲】権利擁護センターあだちの運営	P.14 ④-6を参照

予防・生活支援 医療・介護 住まい



## 7 将来の住まいへの備え

### (1) 目指すべき姿

関連する事業者・専門機関は、高齢者の住まいの悩みに適切に対応できる人材を育成するとともに相談窓口を設けます。区は、高齢者が必要とする住まいに関する情報を、確実に得ることができるよう支援します。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱7-I	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズに関する調査・高齢者単身世帯実態調査から）	8.8%	7.0%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑦-3	高齢者住宅改修給付（予防給付）	日常生活動作に低下が認められる方に、手すりの設置や段差解消及び設備費の一部を助成します。
⑦-4	高齢者住宅改修給付（設備改修）	日常生活動作に低下が認められる方に、在宅生活の継続ができるよう浴槽の取り替え、便器の洋式化などの改修費の一部を助成します。
⑦-5	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	「東京都福祉のまちづくり条例」や「足立区公共施設等整備基準」に基づき、建築計画の確認申請時等に、建設主や事業者と事前協議・調整を行っていきます。
⑦-6	あだちお部屋さがしサポート事業（専門職員の配置、寄り添い相談会、住宅あっせん事業）	住宅相談窓口専門職員を配置し、区内の不動産協会と区の住宅・福祉部門とが協働し、「寄り添い相談会」を実施するなど高齢者の民間賃貸住宅への入居をサポートします。
⑦-7	高齢者世帯向け民間賃貸住宅あっせん事業	住宅を探している高齢者に対して、宅地建物取引業協会・全日本不動産協会の協力を得て、民間賃貸住宅の入居をあっせんします。

予防・生活支援 医療・介護 住まい



## 8 在宅生活を支える支援

### (1) 目指すべき姿

介護の重度化を防ぐには、介護事業者等が、高齢者自らができることを最大限尊重しながら、早期に適切な支援を行っていくことが重要です。区も生活支援サービスのメニューを増やし、高齢者の自立生活維持をサポートできる体制を整えます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱8-I	在宅サービスに「満足している」高齢者の割合	66.1%	69.1%
柱8-II	BMIが20.0以下（やせ、低栄養傾向）の高齢者の割合	16.9%	16.0%
柱8-III	心配事や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合 （要介護認定者に関する実態調査から）	87.3%	89.3%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑧-1	【再掲】特定健康診査・特定保健指導	P.11 ①-8を参照
⑧-2	【再掲】後期高齢者医療健康診査	P.11 ①-9を参照
⑧-3	【再掲】町会・自治会との連携	P.12 ②-1を参照
⑧-4	【再掲】絆のあんしんネットワーク	P.12 ②-4を参照
⑧-5	【再掲】民生・児童委員との連携	P.12 ②-6を参照
⑧-6	見守りキーホルダーの配布	認知症高齢者等に番号入りのキーホルダーを配付します。緊急時の警察・医療機関からの問い合わせに対応していきます。
⑧-7	【再掲】配食サービス促進事業	P.11 ①-12を参照
⑧-9	【再掲】高齢者住宅改修給付（予防給付）	P.17 ⑦-3を参照
⑧-10	【再掲】高齢者住宅改修給付（設備改修）	P.17 ⑦-4を参照
⑧-13	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談	P.14 ④-4を参照
⑧-14	介護予防サポーターの育成	地域の介護予防を目的とした取り組みをしているグループの活動を担うサポーターを育成します。
⑧-15	自立支援・重度化防止に向けたマネジメント機能の強化	自立した生活を継続するために、介護支援専門員等の介護予防マネジメントの強化を図ります。
⑧-16	地域包括支援センター家族介護者教室	高齢者を介護する家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得することなどを内容とした教室を開催します。



## 9 安心の向上や楽しみの持続

### (1) 目指すべき姿

この時期の高齢者には、身体の衰えや認知症の症状が出始める方もいますが、多くの場合、周囲の支えにより在宅生活を継続できます。区や専門機関は高齢者の孤立を防ぎ、安心感や生活上の楽しみを持ち続けられるように、在宅生活を支えます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱9-I	消費者被害やオレオレ詐欺にあったことがある高齢者の割合	5.7%	4.0%
柱9-II	今後の生活について、不安を感じている高齢者の割合	62.1%	59.1%
柱9-III	趣味が「ある」高齢者の割合 (要介護認定者に関する実態調査から)	35.6%	36.0%
柱9-IV	生きがいが「ある」高齢者の割合 (要介護認定者に関する実態調査から)	26.7%	29.7%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑨-2	【再掲】町会・自治会との連携	P.12 ②-1を参照
⑨-3	【再掲】絆のあんしんネットワーク	P.12 ②-4を参照
⑨-5	消費生活相談事業	日常生活における契約上のトラブルや商品の品質・安全性などの様々な相談や苦情を受け、消費生活相談員が助言や情報の提供を行いながら、消費者とともに問題の解決にあたります。
⑨-7	【再掲】民生・児童委員との連携	P.12 ②-6を参照
⑨-8	生活困窮者自立支援相談	仕事、家計、こころ、からだ、家族や介護のことなどについて、高齢者を含む生活困窮者の相談に応じます。
⑨-9	成年後見制度等利用支援事業	認知症等の原因により判断能力が不十分な高齢者等の権利及び財産等を守る仕組みである成年後見制度の活用を促進します。
⑨-11	成年後見制度推進機関の運営	成年後見制度の普及啓発、あだち区民後見人の養成、後見人の支援、後見業務に関わる相談やトラブル対応、専門職への仲介、後見監督業務等を実施して、成年後見制度の利用促進を図ります。
⑨-16	【再掲】認知症訪問支援事業	P.15 ⑤-7を参照
⑨-17	【再掲】認知症初期集中支援推進事業	P.15 ⑤-8を参照
⑨-19	認知症カフェ	認知症の人と家族が同じ悩みを持つ人同士の交流の場として、また、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場として、地域包括支援センターで実施します。
⑨-20	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談	P.14 ④-4を参照
⑨-24	高齢者等にやさしい公園の整備	誰もが利用しやすい出入口、園路、ベンチ等を整備し、四季を通じて楽しめる公園を整備していきます。
⑨-25	【再掲】権利擁護センターあだちの運営	P.14 ④-6を参照

## 10 医療と介護の連携促進



### (1) 目指すべき姿

診断から適切な医療・介護サービスの提供、機能回復訓練へとつなげるためには、医療と介護に加え、理学療法士や作業療法士等のリハビリ職、柔道整復師といった、多様な職種との連携も重要です。また、医療機関相互においても、大規模な病院と地域の診療所とのいわゆる「病診連携」を強め、より効果的・効率的に医療が提供される体制を推進します。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 10-I	(居宅介護支援) ケアプラン作成時に主治医と連携している事業所の割合	71.7%	73.0%
柱 10-II	医療機関と連携して取り組んでいることが「ある」在宅サービス事業所の割合	56.8%	59.8%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑩-1	在宅医療・介護連携に関する相談支援	在宅療養支援窓口の相談員が、医療・介護関係者からの在宅医療・介護に関わる相談に応じます。
⑩-2	地域ケア会議	地域包括支援センターで実施する個別ケースの支援内容の検討を通して、多職種協働によるケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の抽出・把握し、政策提言等を行い、施策化、事業化への検討を行います。
⑩-3	(仮称) 医療・介護等連携研修センターの設置	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅療養に関わる人たちに研修を実施し、医療・介護の連携や在宅療養サービスの向上を図ります。
⑩-5	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域の医療・介護事業者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策等の検討を行います。



## 1.1 人材の確保・育成

### (1) 目指すべき姿

認知症や介護の重度化防止支援に対するニーズが高まる中、高齢者一人ひとりの心身状態に応じた質の高いケアを提供するために、区は介護人材の確保と育成を行い、区民が望むサービスを安定して提供できるよう努めます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 11-I	人材が確保できている事業所の割合（在宅サービス事業所・居宅介護支援事業所・介護保険施設・有料老人ホーム施設・サービス付き高齢者向け住宅調査から）	58.7%	60.7%
柱 11-II	利用している介護保険サービスに満足している人の割合	66.1%	68.1%
柱 11-III	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合	76.7%	79.7%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑩-1	介護のしごと相談・面接会	身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業者と結び付けて、福祉分野の人材確保と区民の就労機会の拡大を図ります。
⑩-3	ヘルパーフォローアップ研修会	訪問介護員（ホームヘルパー）のフォローアップ研修を行います。
⑩-4	施設職員向け研修事業	介護技術・知識の向上を目的とし、区内高齢者施設の職員向けに研修を実施します。
⑩-5	【再掲】介護予防サポーターの育成	P. 18 ⑧-14 を参照
⑩-6	医療・介護の資源の把握	区内の医療機関・歯科・薬局・介護事業者等の情報を定期的に調査し、インターネット上のシステムで公開することにより、医療・介護関係者や区民に情報提供を行います。
⑩-7	【再掲】（仮称）医療・介護等連携研修センターの設置	P. 20 ⑩-3 を参照
⑩-10	介護支援専門員研修事業	継続的な研修を実施し、さらなる知識、技能の修得を行い、介護保険の適正化に向け介護支援専門員の資質向上を図ります。
⑩-11	認知症介護基礎研修	事業所に勤務する介護職員等に対し、認知症に係る基礎的研修を行い、介護職員等の資質の向上を図ります。
⑩-12	認知症介護実践者研修	事業所に勤務する認知症介護のリーダーに対し、実践的な研修を行い、介護職員等の資質向上を図ります。



予防・生活支援 医療・介護 住まい



## 1.2 安定的な介護サービスの提供

### (1) 目指すべき姿

在宅での生活ニーズにきめ細かく応えられるよう、区は介護保険における地域密着型サービスの普及に努めるとともに、高齢者にも分かりやすくサービスの内容等を伝えていきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 12-I	サービスの今後の方針について「拡大予定」または「現状維持」と回答した在宅サービス事業所の割合	84.6%	87.6%
柱 12-II	人材が確保できている事業所の割合（在宅サービス事業所・居宅介護支援事業所・介護保険施設・有料老人ホーム施設・サービス付き高齢者向け住宅調査から） 【再掲】	58.7%	60.7%
柱 12-III	利用している介護保険サービスに満足している人の割合【再掲】	66.1%	68.1%
柱 12-IV	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合【再掲】	76.7%	79.7%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑫-1	【再掲】介護のしごと相談・面接会	P. 21 ⑪-1 を参照
⑫-2	【再掲】ヘルパーフォローアップ研修会	P. 21 ⑪-3 を参照
⑫-3	【再掲】施設職員向け研修事業	P. 21 ⑪-4 を参照
⑫-4	【再掲】医療・介護の資源の把握	P. 21 ⑪-6 を参照
⑫-5	【再掲】（仮称）医療・介護等連携研修センターの設置	P. 20 ⑩-3 を参照
⑫-6	【再掲】介護支援専門員研修事業	P. 21 ⑪-10 を参照
⑫-7	【再掲】認知症介護基礎研修	P. 21 ⑪-11 を参照
⑫-8	【再掲】認知症介護実践者研修	P. 21 ⑪-12 を参照

予防・生活支援 医療・介護 住まい

### 1.3 安心できる住まいの確保



#### (1) 目指すべき姿

高齢者の心身の状態が変化しても、区や専門機関は、住宅改修費の助成や住み替えにおける家主とのマッチング等により、住み慣れた自宅・地域で暮らし続けられるよう支援します。また、区は有料老人ホームなどの居住系サービスの質の確保等に取り組んでいきます。

#### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 13- I	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合（高齢者単身世帯実態調査・要介護認定者に関する実態調査から）	12.2%	11.2%

#### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑬-1	【再掲】高齢者住宅改修給付（予防給付）	P. 17 ⑦-3 を参照
⑬-2	【再掲】高齢者住宅改修給付（設備改修）	P. 17 ⑦-4 を参照
⑬-6	福祉サービス第三者評価受審支援事業	都の福祉サービス第三者評価を受けた福祉サービス提供事業者を経費の一部を補助することで評価受審を促進して、サービスの質の向上と利用者への情報提供を行います。
⑬-11	高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成	高齢者の居住の安定と安心・安全をはかるため、緊急通報システムが整備された住宅の家賃を助成します。
⑬-12	【再掲】あだちお部屋さがしサポート事業（専門職員の配置、寄り添い相談会、住宅あっせん事業）	P. 17 ⑦-6 を参照
⑬-14	【再掲】高齢者世帯向け民間賃貸住宅あっせん事業	P. 17 ⑦-7 を参照

予防・生活支援 医療・介護 住まい



## 1.4 地域とのつながりの維持

### (1) 目指すべき姿

中重度・終末期では医療や介護などの専門機関による支援が中心ですが、地域の方々が本人や家族を気に掛け、つながりを保つことも大切なサポートです。区も高齢者やその家族を孤立させないための支援に取り組んでいきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 14-I	自身が健康と感じる主介護者の割合（「とても健康」「まあ健康」の割合）	52.9%	55.9%
柱 14-II	地域とのつながりがある高齢者の割合	48.0%	50.5%
柱 14-III	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合（要介護認定者に関する実態調査から）	28.4%	31.4%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑭-1	【再掲】町会・自治会との連携	P. 12 ②-1 を参照
⑭-2	【再掲】民生・児童委員との連携	P. 12 ②-6 を参照
⑭-3	要介護高齢者家族の支援事業	介護者家族で組織された「あだち1万人の介護者家族会」を支援します。
⑭-6	【再掲】地域包括支援センター家族介護者教室	P. 18 ⑧-16 を参照
⑭-7	認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣事業	認知症高齢者を介護している家族が、外出をする時や休息が必要な時に家族にかわって見守りや話し相手を行う「やすらぎ支援員」を派遣することにより、介護家族の負担を軽減し、高齢者の在宅生活の向上を図ります。
⑭-8	【再掲】認知症カフェ	P. 19 ⑨-19 を参照

予防・生活支援 医療・介護 住まい



## 15 本人の意思に基づく専門的支援

### (1) 目指すべき姿

中重度・終末期の高齢者の医療・介護ニーズは刻々と変化します。医療機関や介護事業者は、本人や介護家族等と意思疎通を密にし、本人等の意向を最大限尊重した治療や介護を行っていく必要があります。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 15-I	成年後見制度利用者数	1,220 件	1,350 件
柱 15-II	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合【再掲】	76.7%	79.7%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑮-1	【再掲】成年後見制度等利用支援事業	P. 19 ⑨-9 を参照
⑮-2	【再掲】成年後見制度推進機関の運営	P. 19 ⑨-11 を参照
⑮-3	【再掲】権利擁護センターあだちの運営	P. 14 ④-6 を参照

## 16 看取りを視野に入れた対応の推進

予防・生活支援 医療・介護 住まい



### (1) 目指すべき姿

専門機関は、在宅療養に対応できる医師、看護師や、医療ニーズの高い高齢者の介護、看取り段階のケアを適切にできる医療・介護人材を育成するとともに、区は専門機関同士の連携を促進することや、看取りに取り組む体制の支援を行なっていきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 16-I	看取りの相談に対応する体制がある事業者の割合	93.0%	96.0%
柱 16-II	看取りを実施している施設の割合	89.6%	92.6%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑩-1	【再掲】ヘルパーフォローアップ研修会	P. 21 ⑩-3 を参照
⑩-2	【再掲】施設職員向け研修事業	P. 21 ⑩-4 を参照
⑩-3	【再掲】医療・介護の資源の把握	P. 21 ⑩-6 を参照
⑩-4	【再掲】(仮称)医療・介護等連携研修センターの設置	P. 20 ⑩-3 を参照
⑩-7	【再掲】介護支援専門員研修事業	P. 21 ⑩-10 を参照
⑩-8	【再掲】認知症介護基礎研修	P. 21 ⑩-11 を参照
⑩-9	【再掲】認知症介護実践者研修	P. 21 ⑩-12 を参照

予防・生活支援 医療・介護 住まい



## 17 支援の質を高める連携の強化

### (1) 目指すべき姿

この時期の高齢者を支える中心は、医療や介護の専門機関です。区も専門機関と協力し、在宅療養や介護サービスなどの連携を強めるモデル事業を実施するとともに、サービスの根幹である介護保険制度の安定的な運営を堅持していきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 17-I	医療機関との連携が強化されていると回答した居宅介護支援事業者の割合	53.8%	56.8%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑰-2	地域包括支援センターの機能強化	地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターのあり方を検討します。
⑰-3	地域包括支援センターの評価（25 か所）	地域包括支援センターの事業や運営体制を評価し、区と地域包括支援センターで、結果の要因や背景を分析・共有し、事業の質の向上及び業務改善を図ります。
⑰-4	【再掲】 （仮称）医療・介護等連携研修センターの設置	P. 20 ⑩-3 を参照
⑰-7	【再掲】 福祉サービス第三者評価受審支援事業	P. 23 ⑬-6 を参照

予防・生活支援 医療・介護 住まい

## 18 施設ニーズにも対応した住環境の確保



### (1) 目指すべき姿

人生の最期を迎えるにあたっては、本人や介護者家族等、誰もが不安を抱えることとなります。区は、住み続けられる家や安心できる質の高い介護施設を提供することで、住まいに関する不安や焦り・負担感を軽減し、最後まで穏やかな日々を過ごせるよう取り組んでいきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名	現状値	目標値
柱 18-I	入所している老人保健施設・介護療養型医療施設・特別養護老人ホームに満足している高齢者の割合	66.0%	68.0%
柱 18-II	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合（高齢者単身世帯実態調査・要介護認定者に関する実態調査から）【再掲】	12.2%	11.2%

### (3) 重点事業

No	事業名	事業概要
⑱-1	【再掲】施設職員向け研修事業	P. 21 ⑪-4 を参照
⑱-2	【再掲】（仮称）医療・介護等連携研修センターの設置	P. 20 ⑩-3 を参照
⑱-3	【再掲】福祉サービス第三者評価受審支援事業	P. 23 ⑬-6 を参照
⑱-4	特別養護老人ホームの整備	入所待機者解消のため特別養護老人ホームの整備を支援します。また、整備する社会福祉法人に対し施設整備費の補助を行います。
⑱-5	介護療養型医療施設・介護医療院の整備	療養型からの転換を含め、介護医療院の整備を支援します。
⑱-6	【再掲】介護支援専門員研修事業	P. 21 ⑪-10 を参照
⑱-7	【再掲】認知症介護基礎研修	P. 21 ⑪-11 を参照
⑱-8	【再掲】認知症介護実践者研修	P. 21 ⑪-12 を参照

## 第5章 第8期介護保険事業計画

### 1 介護保険事業の現状と推計

#### (1) 被保険者数の現状と推計

##### ① 被保険者数の現状

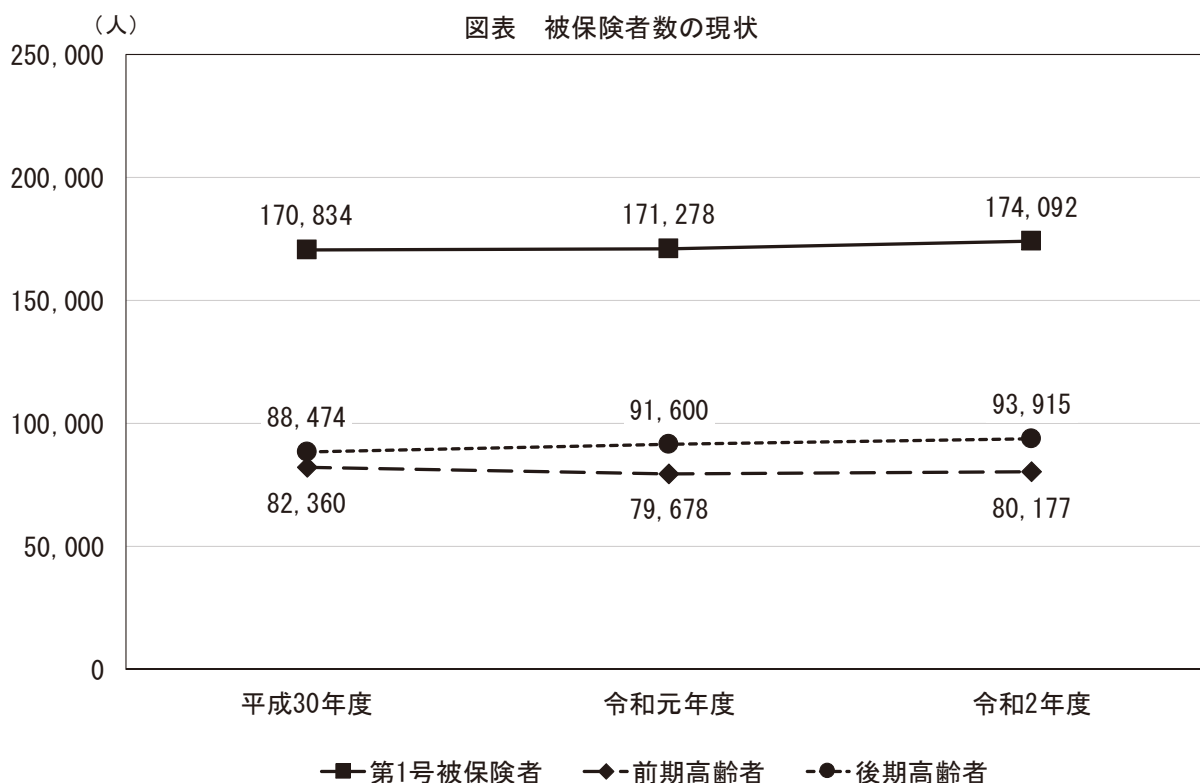
(単位：人)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
65歳以上の被保険者 (第1号被保険者)	170,834	171,400	171,278	172,499	174,092	173,095
65～74歳の 前期高齢者	82,360	83,585	79,678	81,238	80,177	79,729
75歳以上の 後期高齢者	88,474	87,815	91,600	91,261	93,915	93,366
40～64歳の被保険者 (第2号被保険者)	238,472	237,332	240,485	239,561	244,383	241,690

出典：足立区住民基本台帳（各年10月1日現在）（平成30年・令和元年）

足立区人口推計（令和2年2月 政策経営部政策経営課作成）

【令和2年見込値＝令和2年推計(1月1日)＋9/12×（令和3年推計(1月1日)－令和2年推計(1月1日)）】



第1号被保険者の人数は、増加傾向（平成30年度170,834人、令和元年度171,278人）にありますが、前期高齢者数は減少傾向（平成30年度82,360人、令和元年度79,678人）にあります。計画値と比較すると、前期高齢者数は減少傾向が大きく、後期高齢者数は増加傾向が大きくなっています。

第2号被保険者の人数は、増加傾向（平成30年度238,472人、令和元年度240,485人）にあります。



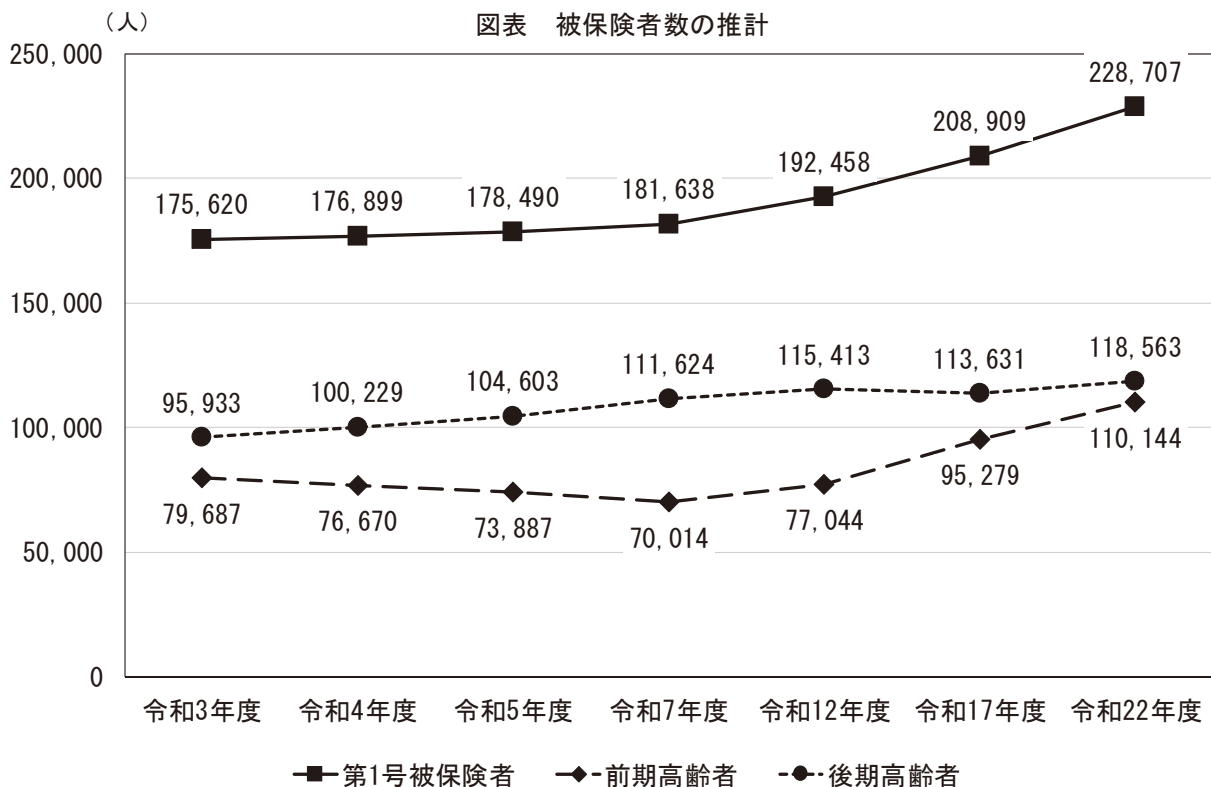
② 被保険者数の推計

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
65歳以上の被保険者 (第1号被保険者)	175,620	176,899	178,490	181,638	192,458	208,909	228,707
65～74歳の 前期高齢者	79,687	76,670	73,887	70,014	77,044	95,279	110,144
75歳以上の 後期高齢者	95,933	100,229	104,603	111,624	115,413	113,631	118,563
40～64歳の被保険者 (第2号被保険者)	247,330	250,315	252,800	257,076	258,789	253,351	237,541

出典：足立区人口推計（令和2年2月 政策経営部政策経営課作成）から10月1日データに補正

【令和〇年(10月1日)=令和〇年推計(1月1日)+9/12×(令和〇+1年推計(1月1日)-令和〇年推計(1月1日))】



第1号被保険者の人数は、今後も増加する見込み（令和3年度175,620人、令和4年度176,899人、令和5年度178,490人）ですが、前期高齢者の人数は減少傾向（令和3年度79,687人、令和4年度76,670人、令和5年度73,887人）となる見込みで、特に令和5年度に前期高齢者が大きく減少し、後期高齢者が急増する（令和4年度100,229人、令和5年度104,603人）見込みです。

この構成比の変化は、令和5年度以降団塊の世代が後期高齢者に達するために見込まれているもので、令和7年度にかけて変化が著しくなっています。

(2) 要介護認定者数の現状と推計

① 要介護認定者数の現状

(単位：人)

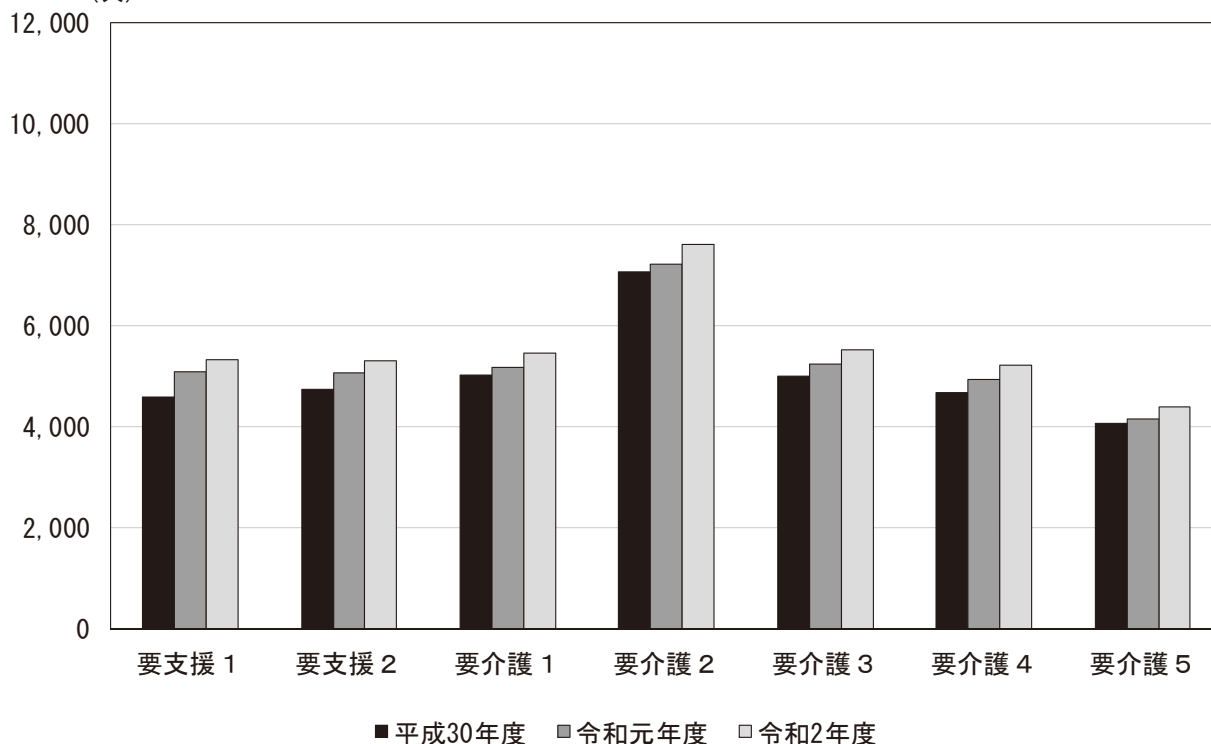
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
要支援認定者	9,343	9,433	10,176	9,763	10,644	10,049
要支援1	4,593	4,775	5,098	4,935	5,326	5,069
要支援2	4,750	4,658	5,078	4,828	5,318	4,980
要介護認定者	25,856	26,002	26,737	27,161	28,225	28,257
要介護1	5,031	5,204	5,175	5,417	5,462	5,608
要介護2	7,074	6,890	7,226	7,179	7,604	7,449
要介護3	4,995	4,889	5,234	5,115	5,529	5,331
要介護4	4,686	4,804	4,938	5,038	5,228	5,266
要介護5	4,070	4,215	4,164	4,412	4,402	4,603
合計	35,199	35,435	36,913	36,924	38,869	38,306

出典：介護保険事業状況報告（年報）（平成30年度、令和元年度）

【令和2年度の見込値は、令和元年度の性・年齢階級・要介護度別認定率を被保険者数の見込値に掛けたもの】

(人)

図表 要介護認定者数の現状



要支援認定者については、増加傾向（平成30年度9,343人、令和元年度10,176人）にあり、計画を上回るペースで増加しています。

要介護1（平成30年度5,031人、令和元年度5,175人）及び要介護5（平成30年度4,070人、令和元年度4,164人）は、微増にとどまり、計画値を下回り乖離が大きくなっています。一方で、要介護2（平成30年度7,074人、令和元年度7,226人）及び要介護3（平成30年度4,995人、令和元年度5,234人）は、計画値を上回っています。

② 要介護認定者数の推計

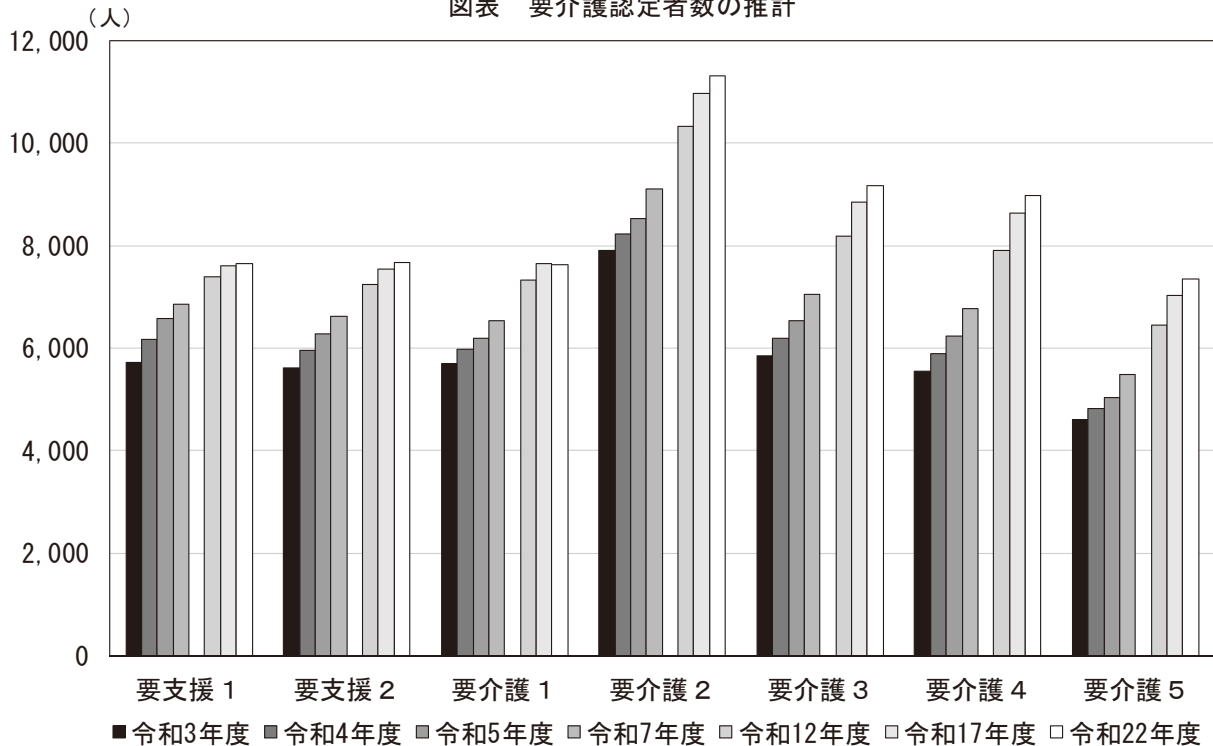
(単位：人)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
要支援認定者	11,346	12,121	12,867	13,478	14,646	15,155	15,315
要支援1	5,724	6,161	6,581	6,859	7,395	7,614	7,643
要支援2	5,622	5,960	6,286	6,619	7,251	7,541	7,672
要介護認定者	29,605	31,122	32,530	34,970	40,202	43,134	44,450
要介護1	5,707	5,969	6,195	6,544	7,328	7,646	7,637
要介護2	7,904	8,234	8,538	9,113	10,323	10,964	11,307
要介護3	5,846	6,195	6,530	7,060	8,195	8,852	9,183
要介護4	5,547	5,901	6,232	6,774	7,897	8,642	8,972
要介護5	4,601	4,823	5,035	5,479	6,459	7,030	7,351
合計	40,951	43,243	45,397	48,448	54,848	58,289	59,765
認定率*	22.8%	23.9%	24.9%	26.2%	28.0%	27.5%	25.8%

算出方法：被保険者数の推計値に性・年齢階級・要介護度別の認定率を掛けて算出

性・年齢階級・要介護度別の認定率は、令和元年の実績値をベースとして、令和3～5年の間は、伸び率を反映したもの（伸び率は、平成30年実績、令和元年実績から算出）

図表 要介護認定者数の推計



要支援・要介護認定者数は、高齢者数の増加に伴って増加する見込み（令和3年度40,951人、令和4年度43,243人、令和5年度45,397人）です。他の要介護度に比べ、要介護5は増加傾向が緩やか（令和3年度4,601人、令和4年度4,823人、令和5年度5,035人）と見込んでいます。

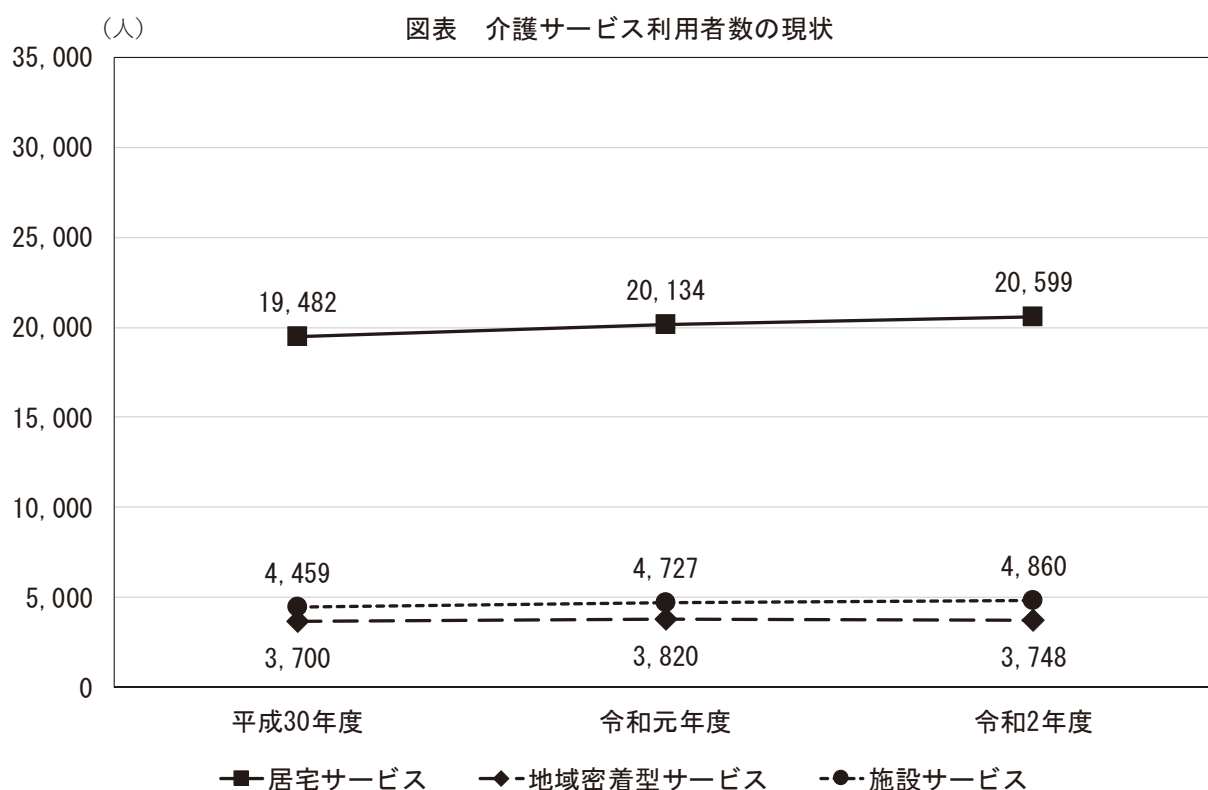
(3) サービス利用者数の現状と推計

① 介護サービス利用者数の現状

(単位：人)

区分	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値
居宅サービス	19,482	20,134	20,599
地域密着型サービス	3,700	3,820	3,748
施設サービス	4,459	4,727	4,860
合計	27,641	28,681	29,207

出典：介護保険事業状況報告（月報）（各年度10月報告分）



介護サービス利用者数は、平成30年度には27,641人でしたが、令和2年度には29,207人と、5.7%の伸びを見込んでいます。

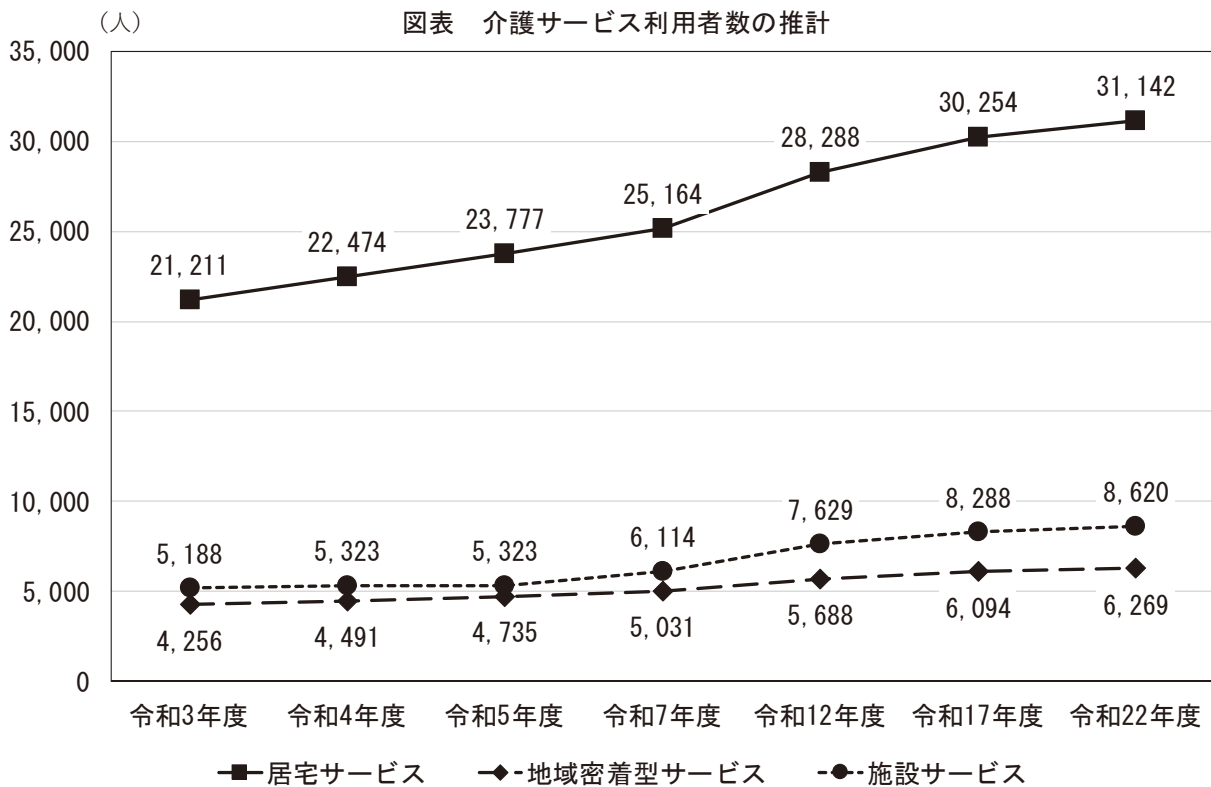
介護サービス利用者数を介護サービスの種類別にみると、居宅サービスが最も多く、施設サービス、地域密着型サービスと続いています。なお、地域密着型サービスは、平成30年度は3,700人でしたが、令和2年度には3,748人、1.3%の伸びを見込んでいます。

② 介護サービス利用者数の推計

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
居宅サービス	21,211	22,474	23,777	25,164	28,288	30,254	31,142
地域密着型サービス	4,256	4,491	4,735	5,031	5,688	6,094	6,269
施設サービス	5,188	5,323	5,323	6,114	7,629	8,288	8,620
合計	30,655	32,288	33,835	36,309	41,605	44,636	46,031

算出方法：要介護認定者推計にサービス利用率を勘案して算出



介護サービス利用者は、令和3年度の30,655人が令和5年度には33,835人に増加すると推測されます。

そのうち、居宅サービス利用者は、令和3年度の21,211人が令和5年度の23,777人に、地域密着型サービス利用者は、令和3年度の4,256人が令和5年度の4,735人に、施設サービス利用者は、令和3年度の5,188人が令和5年度の5,323人に、それぞれ増加すると推測されます。

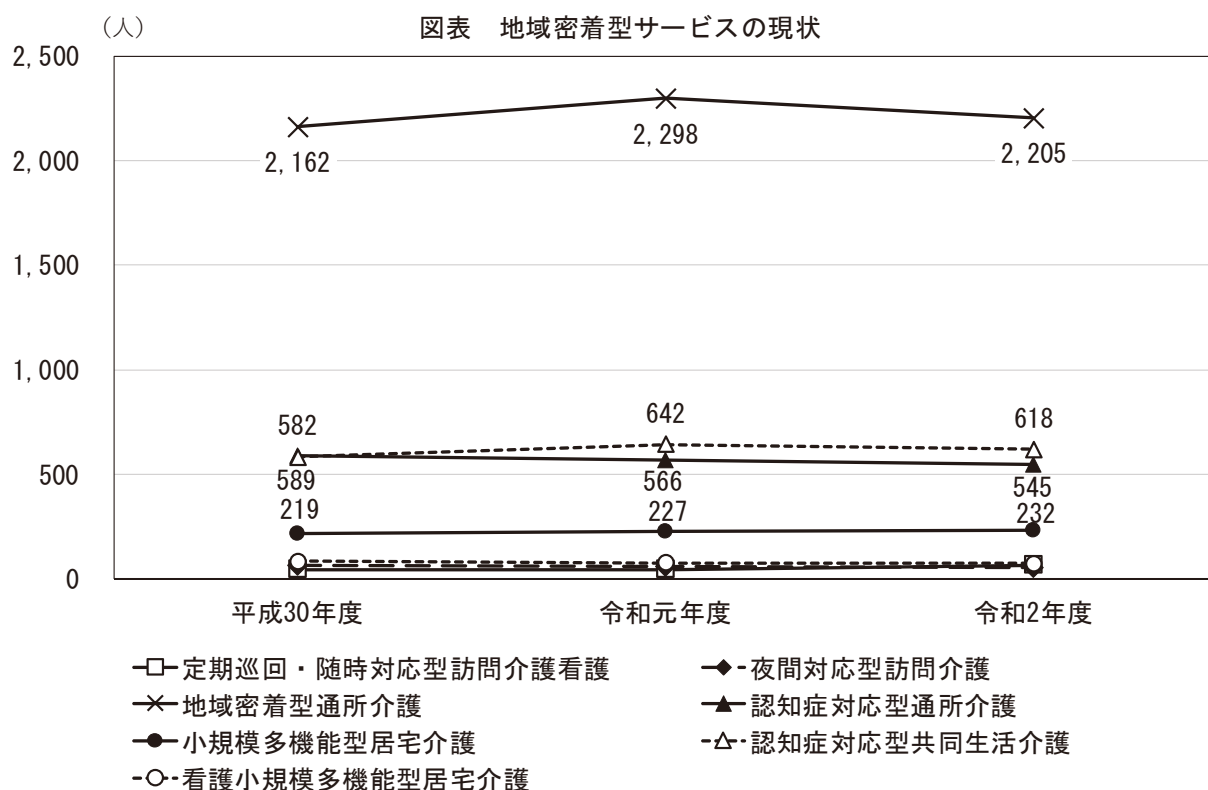
(4) 地域密着型サービスの現状と計画値

① 地域密着型サービスの現状（利用者数）

(単位:人)

区分	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	45	44	65
夜間対応型訪問介護	65	61	52
地域密着型通所介護	2,162	2,298	2,205
認知症対応型通所介護	589	566	545
小規模多機能型居宅介護	219	227	232
認知症対応型共同生活介護	582	642	618
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	83	75	73

出典：介護保険事業状況報告（月報）（各年度10月報告）



地域密着型サービスの種類と利用者数の実績をみると、平成30年度は、地域密着型通所介護の利用者が最も多く、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護と続いていました。令和元年度には、認知症対応型共同生活介護が認知症対応型通所介護を上回っており、令和2年度も同様と見込んでいます。

② 地域密着型サービス計画値(施設数)

( ) 内は対前年度からの増数

区分	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	整備数
	中間報告時点	年度末まで				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	5	5(0)	6(1)	6(0)	1
夜間対応型訪問介護	1	1	1(0)	1(0)	1(0)	0
地域密着型通所介護	92	92	92(0)	92(0)	92(0)	0
認知症対応型通所介護	26	25	25(0)	26(1)	26(0)	1
小規模多機能型居宅介護	14	14	14(0)	15(1)	15(0)	1
認知症対応型共同生活介護	36	36	36(0)	37(1)	37(0)	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0
看護小規模多機能型居宅介護	4	5	5(0)	6(1)	7(1)	2

地域密着型サービスの施設数は、令和5年度に向けて、小規模多機能型居宅介護で1施設(計15施設)、認知症対応型共同生活介護で1施設(計37施設)、認知症対応型通所介護で1施設(計26施設)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で1施設(計6施設)、看護小規模多機能居宅介護で2施設(計7施設)の増加を見込んでいます。

地域偏在にも配慮しながら整備を進めます。

【用語説明】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ホームヘルパーや看護師などが、定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問することによって、介護や療養上の世話などが受けられる。
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問することによって、介護などが受けられる。
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられる。
認知症対応型通所介護	認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられる。
小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型施設への「通い」を中心としつつ、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護や機能訓練が受けられる。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症の高齢者が共同生活を営み、食事、入浴等の介護や機能訓練が受けられる。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合せによるサービスを受けられる。

(5) 施設定員の年次別の現状と推計

① 施設定員の年次別実績

(上段：施設総定員数、下段：整備数) (単位：人)

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,583	2,813	2,813
	0	230	0
介護老人保健施設	1,737	1,737	1,737
	0	0	0
介護療養型医療施設	130	130	130
	0	0	0
介護医療院	0	24	24
	0	24	0
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	650	650	650
	0	0	0
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	125	125	125
	0	0	0

施設定員の年次別実績をみると、令和元年度は、介護老人福祉施設で230床、介護医療院で24床増加しています。令和2年度では、どの施設も増床・新設はありません。

<参考>高齢者向け住宅数

区分	令和2年度
住宅型有料老人ホーム	436人
軽費老人ホーム(ケアハウス)	180人
都市型軽費老人ホーム	32人
サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)	1,753戸

出典：東京都福祉保健局ホームページ(令和2年10月時点)

また、介護保険サービス以外の高齢者向けの施設や住居として、住宅型有料老人ホームなどが整備されています。

今後の介護基盤整備の検討では、上記の施設や住居の整備状況も勘案しながら、取り組んでいく必要があります。



② 施設定員の年次別推計

(上段：施設総定員見込数、下段：整備計画目標数) (単位：人)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,903	3,053	3,183
	90	150	130
介護老人保健施設	1,737	1,737	1,737
	0	0	0
介護療養型医療施設	130	130	0
	0	0	0
介護医療院	24	24	154
	0	0	130
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	650	668	668
	0	18	0
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	125	125	125
	0	0	0

※介護療養型医療施設は、令和6年3月末までに介護医療院への移行を予定していますが、現在の介護療養型医療施設がすべて介護医療院への移行を選択するとは限りません。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)については、令和2年度～11年度の特別養護老人ホーム整備方針により、中長期的な整備を進めていきます。第8期計画期間中は、上記のとおり開設を見込んでいます。特別養護老人ホームには、従来どおり災害備蓄倉庫を設置し、福祉避難所としての指定を進めることに加え、水防法上で義務付けられている、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を求めています。

なお、特定施設入居者生活介護については、新規整備を見込んでいません。

(6) 給付額の現状と推計

① 給付額の現状

(単位：千円)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度見込	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
予防給付*	724,569	837,115	750,869	930,852	755,118	1,030,940
居宅サービス	706,571	810,073	739,238	901,496	739,762	998,007
地域密着型サービス	17,994	27,042	11,631	29,356	15,357	32,933
介護給付	47,084,362	49,559,384	49,225,919	52,288,379	51,416,169	55,777,618
居宅サービス	26,052,271	27,360,990	27,039,697	29,071,598	27,453,806	31,980,076
地域密着型サービス	5,474,788	5,863,155	5,527,237	6,329,149	5,693,897	6,770,845
施設サービス	15,557,304	16,335,239	16,658,985	16,887,632	18,268,466	17,026,697
合計	47,808,932	50,396,499	49,976,788	53,219,231	52,171,287	56,808,558

出典：介護保険事業状況報告（年報）（平成30年度、令和元年度）

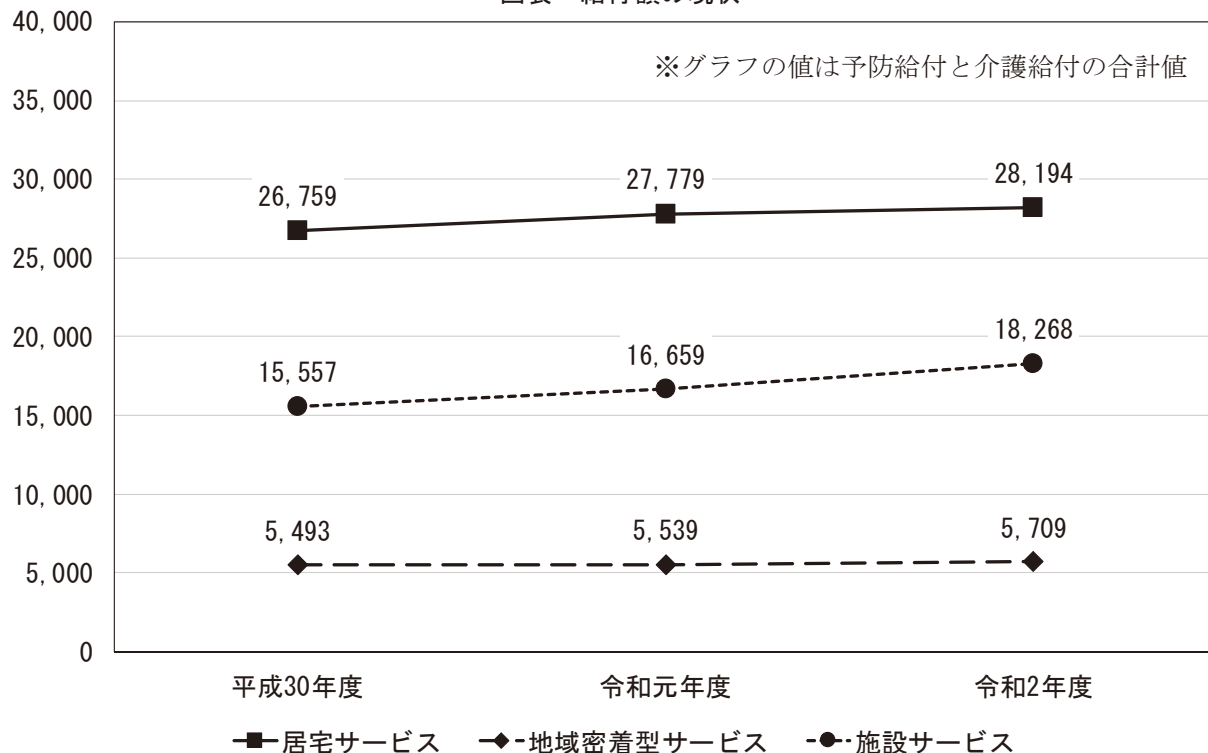
【令和2年度の見込値は令和2年12月までの実績値等から推計】

\*：平成30年度の予防給付には、施設サービスの利用を一部含む

\*：小数点第1位を四捨五入した数値を掲載しているため、合計値と一致しない箇所あり

(百万円)

図表 給付額の現状

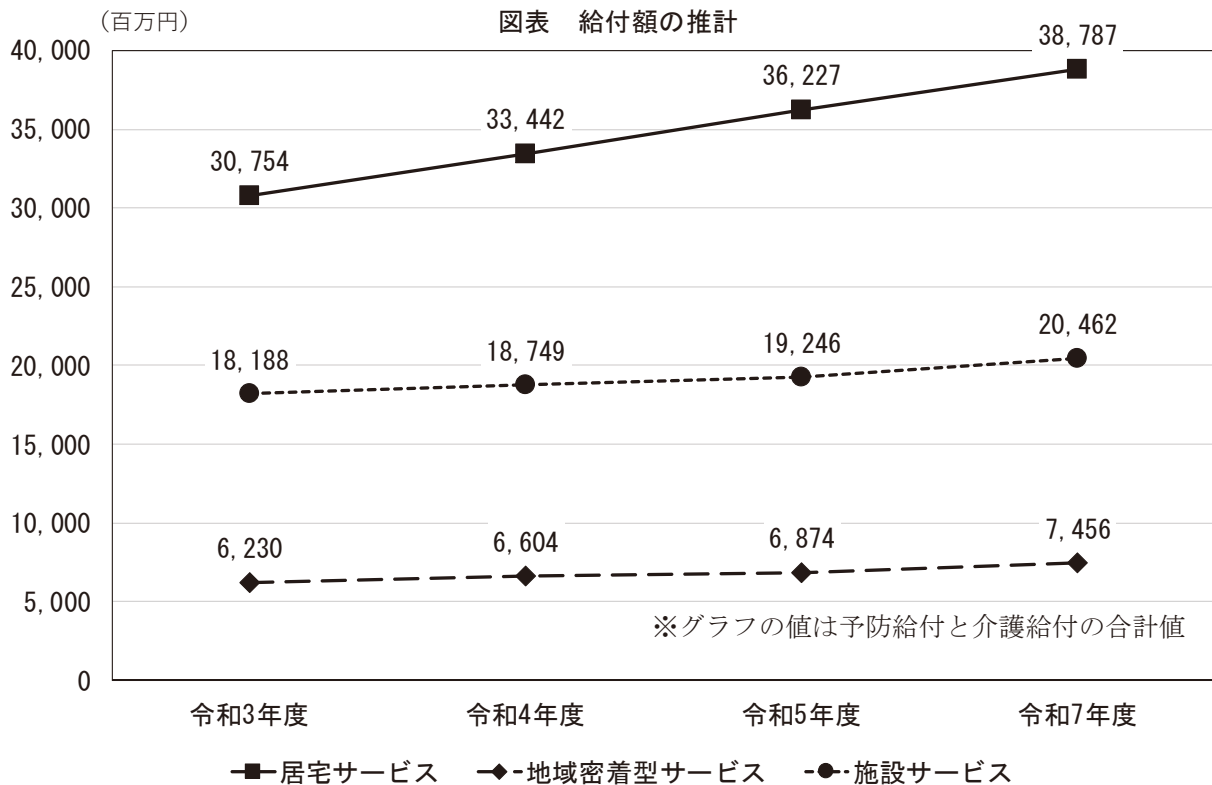


給付総額は増加傾向（平成30年度47,809百万円、令和元年度49,977百万円、令和2年度52,171百万円）にありますが、3か年平均で年35億円ほど計画値を下回っています。特に、居宅サービスは、通所介護・訪問介護・通所リハビリテーションなどで計画との乖離が大きく、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、令和2年度は約46億円計画値を下回っています。また、地域密着型サービスも、認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護などが計画ほど給付額が伸びておらず、計画値を下回っています。

② 給付額の推計

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	876,128	926,503	977,810	1,026,986
居宅サービス	850,429	899,738	949,867	997,266
地域密着型サービス	25,699	26,765	27,943	29,720
介護給付	54,295,504	57,869,086	61,369,431	65,678,487
居宅サービス	29,903,873	32,542,584	35,277,481	37,790,123
地域密着型サービス	6,204,080	6,577,613	6,845,675	7,426,744
施設サービス	18,187,551	18,748,889	19,246,275	20,461,620
合計	55,171,632	58,795,589	62,347,241	66,705,473



給付総額は毎年35億円ほど増加することを見込んでいます(令和3年度55,172百万円、令和4年度58,796百万円、令和5年度62,347百万円)。令和3年度から令和11年度の間、特に緊急性の高い特別養護老人ホーム待機者の方が速やかに入所できるよう、特別養護老人ホームの整備を進めてまいります。その影響は第9期以後の施設サービス給付費に影響するものと見込んでいます。第8期においては、要介護の居宅サービスで増加が大きく伸びることを見込んでいます(令和3年度29,904百万円、令和4年度32,543百万円、令和5年度35,277百万円)。

(7) 地域支援事業等の現状と推計

① 地域支援事業の現状

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域支援事業費	2,321,607	2,310,944	2,951,708
介護予防・日常生活支援 総合事業費	1,414,329	1,404,062	1,781,735
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）・任意事業費	832,193	830,273	1,059,894
包括的支援事業 （社会保障充実）	75,085	76,609	110,079

\*：小数点第1位を四捨五入した数値を掲載しているため、合計値と一致しない箇所あり

【総合事業の現状】

(単位：千円、人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
訪問型サービス	事業費	409,405	387,906	489,418
	利用者数	2,719	1,867	2,054
通所型サービス	事業費	685,713	696,505	866,616
	利用者数	3,519	2,456	2,702

介護保険事業には、介護保険給付のほかに、地域支援事業があります。

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。

地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）の推移を見ると、サービス利用者数は、訪問型サービス・通所型サービスともに、令和2年度は令和元年度と比べて1.1倍となる見込みです。

総合事業費のうち、訪問型サービスは、令和2年度は令和元年度と比べて約1.3倍、通所型サービスは、令和2年度は令和元年度と比べて1.2倍と見込んでいます。

② 地域支援事業費の推計

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域支援事業費	2,952,430	3,149,445	3,375,116	3,438,877
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,772,192	1,960,607	2,175,588	2,218,192
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業費	1,069,193	1,076,984	1,086,669	1,105,834
包括的支援事業（社会保障充実）	111,045	111,854	112,860	114,850

【総合事業の推移】

(単位：千円、人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問型サービス	事業費	484,039	555,849	627,439	633,826
	利用者数	2,498	2,868	3,233	3,268
通所型サービス	事業費	845,962	944,868	1,070,773	1,090,540
	利用者数	3,264	3,646	4,131	4,207

地域支援事業費は、令和3年度の2,952,430千円が令和5年度には3,375,116千円に、422,686千円増加すると推測されます。

このうち、総合事業費は、令和3年度の1,772,192千円が令和5年度には2,175,588千円に、403,395千円増加すると推測されます。

包括的支援事業・任意事業費（社会保障充実分を含む。）は、令和3年度の1,180,238千円が令和5年度には1,199,529千円に、19,291千円増加すると推測されます。

【その他費用の推計】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
特定入所者介護サービス費等給付額	2,014,686	1,968,712	2,054,603	2,195,753
高額介護サービス費等給付額	1,705,742	1,770,093	1,847,313	1,974,227
高額医療合算介護サービス費等給付額	256,396	269,037	280,774	300,064
算定対象審査支払手数料	59,543	62,492	65,212	69,694
合計	4,036,367	4,070,334	4,247,902	4,539,738

## 2 介護給付費の適正化

介護保険制度が持続可能な形で適正に運用されていくためには、状態に応じた適正な要介護認定を実施し、利用者が真に必要なサービスを、事業者がルールに従って適正に提供することが必要です。

### (1) 要介護認定の適正化

認定調査員及び認定審査会合議体の平準化を図り、基準に基づく適正な要介護認定を行います。そのため、認定調査員及び審査員への研修、一次判定から二次判定の変更率の分析を実施します。

### (2) ケアプラン点検

自立支援に資するケアマネジメントを達成するため、居宅介護支援事業所の実地指導時にケアプランを確認、指導を行います。また、頻度が高い生活援助中心型サービスについては、地域ケア会議等を活用して、多職種の視点から届出のあったケアプランについて点検を行っていきます。

### (3) 住宅改修等点検

受給者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、手引きやQ&Aを通じて事業者への普及啓発を図ります。

### (4) 縦覧点検・医療情報との突合

適正かつ正確な報酬請求がなされているかを確認するため、帳票類の点検を行います。

### (5) 介護給付費通知

受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化の目的や意義を情報発信していきます。

### 3 介護保険制度の主な改正点

#### (1) 高額介護サービス費の自己負担上限額の引き上げ

自己負担上限額を医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせて、変更することが予定されています。

区分	自己負担限度額
年収約 383 万円以上 770 万円未満	(変更なし) 44,400 円
年収約 770 万円以上 1,160 万円未満	44,400 円⇒93,000 円
年収約 1,160 万円以上	44,400 円⇒140,100 円

#### (2) 負担限度額認定

##### ③ 資産要件の基準額の見直し

現在、預貯金等一律 1,000 万円以下が、補足給付の対象ですが、以下のように変更が予定されています。

区分	預貯金等
第 1 段階 (生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税)	(変更なし) 1,000 万円以下
第 2 段階 (住民税非課税で年金収入等が 80 万円以下)	1,000 万円以下 ⇒650 万円以下
第 3 段階① (住民税非課税で年金収入等が 80 万円超 120 万円以下)	1,000 万円以下 ⇒550 万円以下
第 3 段階② (住民税非課税で年金収入等が 120 万円超)	1,000 万円以下 ⇒500 万円以下

##### ④ ショートステイ及び施設での食費の自己負担額の見直し

食費について、第 2・第 3 段階で日額及び月額限度額が引き上げられます。

区分	ショートステイ	施設入所
第 1 段階	(変更なし) 日額 300 円	(変更なし) 月額 9,000 円
第 2 段階	日額 390 円⇒日額 600 円	(変更なし) 月額 12,000 円
第 3 段階①	日額 650 円⇒日額 1,000 円	(変更なし) 月額 20,000 円
第 3 段階②	日額 650 円⇒日額 1,300 円	月額 20,000 円⇒月額 42,000 円

#### (3) 認定期間の延長

現在、要介護認定の更新認定に関しては、有効期間の上限は 36 か月ですが、令和 3 年 4 月以降は、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された方については、有効期間の上限が 48 か月に延長されることが予定されています。

#### 4 介護保険料の算出

- ・ 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る
- ・ 所得段階別の保険料率 14 段階、2.7 ⇒ 17 段階、4.5

第7期保険料基準額 6,580円 ⇒ 第8期保険料基準額 6,760円

給付費等の推計結果から、保険料を算出しています。

※金額は千万の位で四捨五入しているため、合計値と一致しない箇所あり

##### ① 高齢者人口（第1号被保険者数）（及び第2号被保険者数）の推計



高齢者人口  
令和3年度 175,620人 令和4年度 176,899人 令和5年度 178,490人

##### ② 要支援・介護認定者数を推計



要支援・介護認定者数  
令和3年度 40,951人 令和4年度 43,243人 令和5年度 45,397人

- ##### ③ 介護保険給付に必要な費用の合計（総事業費）を推計
- 標準給付費見込額(1,887億円)＝総給付費(1,763億円)＋その他費用(124億円)  
総事業費(1,982億円)＝標準給付費見込額＋地域支援事業費(95億円)



総事業費  
令和3年度約 622億円 令和4年度約 660億円 令和5年度約 700億円

- ##### ④ 3年間の総事業費の合計の第1号被保険者負担分（23%）から準備基金取崩額等を引いた費用に対して、保険料収納率を勘案して、弾力化した第1号被保険者（3年間）の合計人数で除算し、介護保険料基準額を算出

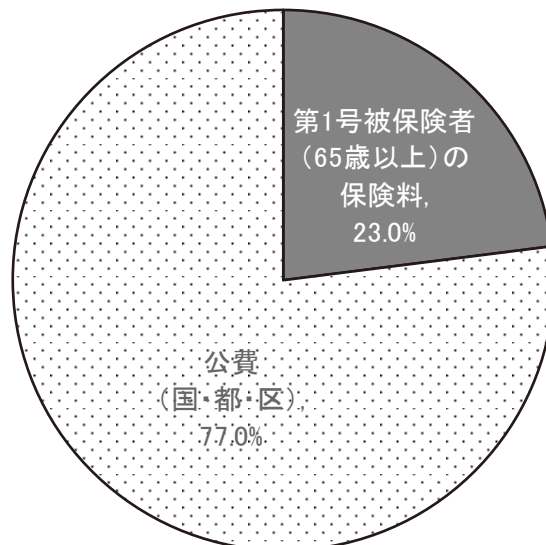
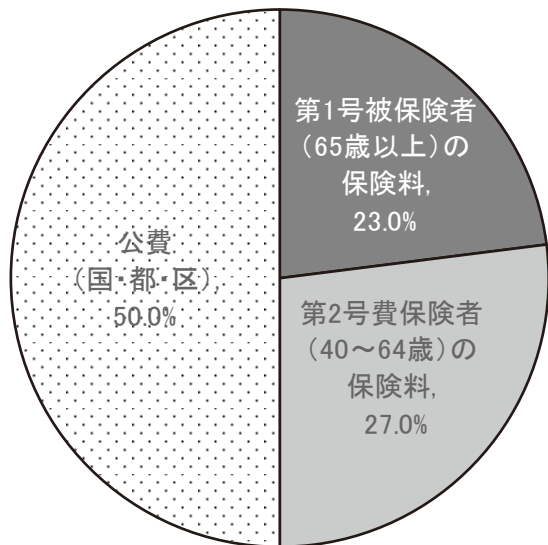
$$\text{介護保険料基準額} = \left[ \left( \text{3年間の総事業費} \times \frac{\text{第1号被保険者負担分}}{(\%)} \right) - \text{準備基金取崩額等} \right] \div \frac{\text{保険料収納率}}{(\%)} \div \frac{\text{弾力化第1号被保険者数延人数(3年)}}{}$$



(1) 保険給付費の財源構成 (全国標準)

- ・介護給付 (居宅サービス)
- ・介護予防給付
- ・介護予防・日常生活支援総合事業

- ・包括的支援事業
- ・任意事業



(2) 第7期・第8期介護保険料の増減要因等の比較

NO	項目	第7期	第8期
1	3年間の総事業費 (計画値)	1,817 億円	1,982 億円
2	介護保険給付準備基金の投入額	40 億円	40 億円
3	介護報酬改定率	0.54%	0.7%
4	消費税増税に伴う影響	0.20%	—
5	介護人材の処遇改善導入による影響	1.00%	—
6	利用料3割負担導入による影響	▲1.5 億円	—
7	調整交付金	13 億円	17 億円
8	介護保険料所得段階・料率	14 段階・2.7 倍	17 段階・4.5 倍
9	介護保険料収納率	97.0%	97.5%
10	高額介護自己負担上限額改正	—	▲1 億 6 千万円
11	負担限度額認定	資産要件の基準額の見直し	—
12		ショートステイ及び施設での食費の自己負担額の見直し	▲7 億円

【4 介護保険料の算出】

【第8期所得段階別介護保険料及び保険料率(案)】

所得段階	対象となる方	保険料率	人数の構成比
第17段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,500万円以上	4.50	0.3%
第16段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満	4.00	0.1%
第15段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	3.50	0.2%
第14段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	3.00	0.2%
第13段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満	2.50	0.4%
第12段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が700万円以上900万円未満	2.00	0.5%
第11段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満	1.80	1.2%
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.60	2.0%
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.45	3.0%
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.40	6.9%
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.21	11.8%
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.08	12.1%
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税(世帯に住民税課税者がいる場合)	1.00	9.3%
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に住民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	12.1%
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	0.70	7.9%
第3段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.50	
第3段階 特例軽減C	収入・預貯金等で判定	0.30	
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	0.50	8.1%
第2段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.30	
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	0.30	23.9%

※保険料率は第5段階が基準額です。

※第7段階から第9段階の基準所得金額については、国の介護保険法施行規則改正に伴い変更します。

足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画  
令和3年度～令和5年度

令和3年3月 発行

発 行 足立区

編 集 足立区高齢者施策推進室

高齢福祉課

地域包括ケア推進課

介護保険課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話03-3880-5111（代表）

令和3年3月

 足立区